

大 館 市
第 7 期介護保険事業計画
高 齢 者 福 祉 計 画

<平成 30~32 年度>

平成 3 0 年 3 月
大 館 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の根拠	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制等	2
5. 計画の進行・管理	2
6. 国の基本指針	3
7. 計画の基本理念と基本目標	4
8. 日常生活圏域	5

第2部 各論

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1. 高齢者人口	7
2. 要介護認定者数	8

第3章 介護サービス利用量と保険給付費

1. 介護サービスの体系	9
2. 居宅サービス・介護予防サービス	11
3. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	18
4. 施設サービス	22
5. 介護保険施設等整備計画	24
6. 保険給付費の見込み	25

第4章 地域支援事業

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	27
2. 介護予防・日常生活支援総合事業について	28
3. 包括的支援事業	36
4. 任意事業	42
5. 地域支援事業の見込み	47

第5章 高齢者福祉事業

1. 高齢者の状況	48
2. 在宅・見守り支援事業	50
3. 中・重度者在宅支援事業	55
4. 施設サービス	57

5. 社会参加の促進・生きがいづくりへの支援	60
6. 地域見守りネットワーク活動事業	64
7. その他の高齢者福祉事業	67

第6章 介護保険事業の運営

1. 介護保険事業の財源	70
2. 第1号被保険者の保険料の基準額	71

資料編

1. 大館市第7期介護保険事業計画の策定経緯	75
2. 大館市介護保険事業計画運営委員会の運営に関する規則	76
3. 大館市介護保険事業計画運営委員会委員名簿	78
4. 大館市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	79
5. 大館市地域包括支援センター運営協議会委員名簿	81
6. 大館市介護サービス事業者一覧	82

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化の進行する中、介護や支援を必要とする高齢者の自立支援や、介護者の負担軽減を図るため、平成12年4月にスタートし、平成30年4月には19年目を迎え、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきています。

さて、わが国の人口は、平成27年国勢調査によると、大正9年の調査開始以来初めて減少し、前回の平成22年と比べて0.8%減少しましたが総人口に占める割合を示す高齢化率は、前回調査の23.0%から26.6%に上昇しました。また65歳以上人口の6人に1人（17.7%）が一人暮らしの世帯となっています。

都道府県別では、前回調査に引き続き秋田県が33.8%と全国で最も高くなっています。

大館市の住民基本台帳における平成29年9月末現在の人口は、73,861人、65歳以上の高齢者数は27,339人で高齢化率は37.0%となりました。今後高齢化の進行と、少子化等により平成37年には39.8%に達すると見込まれます。

本市の高齢化は、国全体のペースを大きく上回り、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、認知症高齢者の増加、一人暮らし世帯の増加、介護期間の長期化や介護施設の待機者の増加など介護保険事業に対するニーズがますます増大するものと見込まれます。また、将来にわたる介護保険事業の安定運営を持続していくためには、高齢者のピークを迎える時期を見据えた運営が必要となります。

以上のような状況の中で、本市では、高齢者が地域社会において健康で安心して暮らせるよう、地域の実情に応じた介護保険事業を計画的に実施するため、国の基本指針や制度改正等を踏まえながら、「第7期大館市介護保険事業計画」を策定しました。

2. 計画策定の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、要介護認定者数や介護サービスの種類ごとにサービスの利用量及び保険給付費を見込むとともに被保険者に負担していただく第1号被保険者保険料を定めるなど、介護保険事業を円滑に運営するため3年ごとに策定する計画です。

3. 計画の期間

本計画（第7期計画）の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

計画の期間								
27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
第6期計画								
		(策定)	第7期計画(本計画)					
						第8期計画		

4. 計画の策定体制等

(1) 大館市介護保険事業計画運営委員会

本計画策定にあたっては、医療関係者、保健福祉関係者、学識経験者、介護保険の被保険者代表や公募市民等の16名の委員で構成された「大館市介護保険事業計画運営委員会」において、ご審議をいただきました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、高齢者の意識や生活状況並びに介護事業者から事業の運営状況や今後の取り組みなど介護保険事業を取り巻く状況についてアンケート調査を実施しました。

- 介護保険高齢者ニーズ調査（平成29年2月回収）
- 介護サービス事業者調査（平成29年2月回収）
- 在宅介護実態調査(平成29年2月から平成29年5月まで面接による直接調査)

(3) 市民説明会の開催

計画策定にあたり、市民の皆さんのご意見を反映させるため、介護サービス量や介護保険料の積算等を主体に大館市第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）（案）の市民説明会を開催しました。また、より広く市民等のご意見を反映させるためパブリックコメントを行いました。

- 市民説明会 平成30年1月31日 中央公民館
- パブリックコメント 平成30年1月31日から平成30年2月8日まで

5. 計画の進行・管理

介護保険事業計画を円滑に推進するためには、その達成状況を把握するとともに、計画の進行管理を適切に行う必要があります。そのため、介護保険事業計画運営委員会からご意見をいただきながら、計画目標の着実な達成と事業の円滑な運営を行います。

また、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者の総合的な支援を行う地域包括支援センターについて、大館市地域包括支援センター運営協議会からご意見をいただきながら、各センターの公正・中立性の確保と円滑かつ適切な運営を行います。

6. 国の基本指針（介護保険制度改正の主な内容）

（1）基本の方針

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする

（2）基本的事項

■地域包括ケアシステムの深化・推進

○自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 地域包括支援センターの機能強化
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設等

○医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設等

○地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ

■介護保険制度の持続可能性の確保

○2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

○介護納付金への総報酬制の導入

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40才から64才の保険料）について、「総報酬制」とする

7. 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

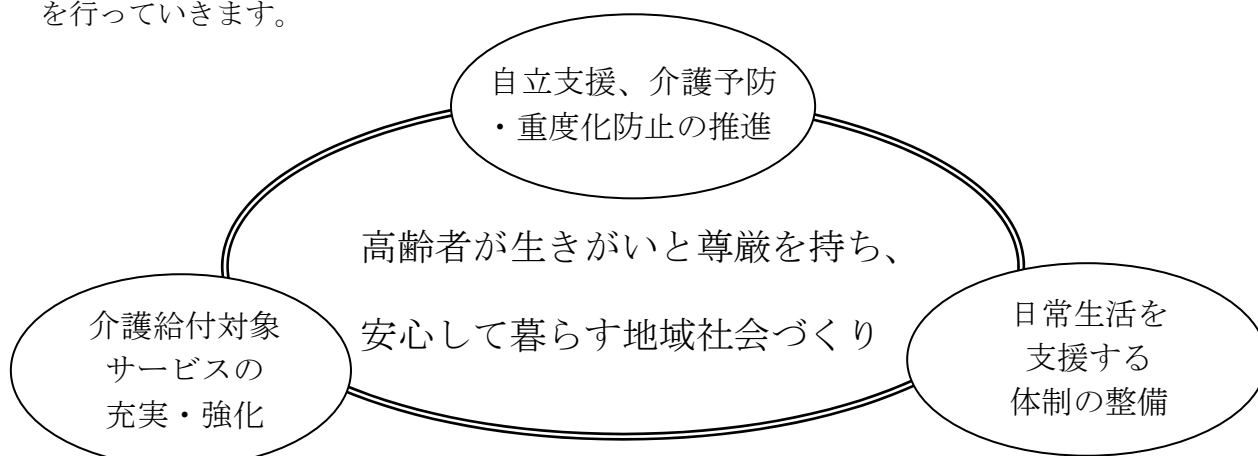
『高齢者が生きがいと尊厳を持ち、安心して暮らす地域社会づくり』

＜ひとりぼっちにさせない地域支え合い＞

すべての高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと尊厳をもって暮らせるよう、介護予防や生きがいづくりに取り組みます。また、地域における見守りや支え合い、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携により高齢者の支援を行う地域包括ケア体制の構築を目指します。

(2) 基本目標

本計画の基本理念を念頭に、次の3つの基本目標を設定し、介護保険事業の円滑な運営を行っていきます。



① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携の取組の推進、地域包括支援センターの充実・強化を図ります。

② 介護給付対象サービスの充実・強化

- ・要介護状態等となっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう安定したサービスの提供など地域における支援体制の整備を進めるとともに、施設入所希望待機者の解消を図ります。

③ 日常生活を支援する体制の整備

- ・増加傾向にある単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人を支援するため、在宅医療・介護連携の強化を図るとともに、地域の支え合い体制づくりを積極的に展開し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、買い物・調理・掃除等の家事支援などを含む多様な生活支援・介護予防サービスの整備推進を図ります。

8. 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で、介護を必要とする状態になっても、介護サービスを利用しながら生活を継続できるよう、身近な日常生活圏域ごとに必要な介護サービス提供基盤の整備を進めていくことが、家族や利用者にとって安心となります。

本市では、第3期計画で定めた6地区の生活圏域を継承し、生活圏域ごとに設けた高齢者の総合的な支援を行う「地域包括支援センター」の充実を図るとともに、圏域ごとのバランスに配慮しながら、認知症対応型共同生活介護など地域密着型サービスの整備を進めていきます。

【大館市日常生活圏域】

圏域名	圏域設定 (中学校単位)	《担当地区》
圏域大館1	北陽中学校	<p>(釈迦内地区)</p> <p>小釈迦内、獅子ヶ森1～2区、商人留、日鉱日向台、日鉱獅子ヶ森、 県市公営住宅、板子石、日景町1～2区、向羽立、大通、中通、 上通、山神台、長面、長面袋、松峰、松木1～2区、沼館1～2区、 上袋町、二ツ森、卸町、高館下、釈迦内中台</p> <p>(花岡地区)</p> <p>本郷下、本郷上、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、 神山、姥沢、泉田、桜町1～4区、猫鼻、大森団地、花岡団地、 神山住宅、西前田、長森団地、白根山団地</p> <p>(矢立地区)</p> <p>粕田1～2区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢1～3区、寺ノ 沢、 松原、長走、陣場1～2区、日景温泉</p>
圏域大館2	東中学校	<p>(大館地区のうち)</p> <p>愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鈷町、川原町、栄町、 御成町1～5丁目、東成町、中道、清水町、有浦1～6丁目、</p> <p>(長木地区)</p> <p>上代野、下代野1～4区、東二ツ屋、宮袋、大茂内、小茂内、 芦田子、塞の神、小雪沢、大明神、新沢、赤沢、黒沢、水沢、 茂内屋敷、籠谷、石淵、二ツ屋、芋ヶ岱、天下町1～4区、鳳町</p>
圏域大館3	下川沿中学校・ 第一中学校の 一部	<p>(大館地区)</p> <p>桂城、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、 長倉町、末広町、弁天町、大正町、御坂、新富町、大町1区・2区、 寺町、常盤木町、昭和町、神明町、南神明町、東新、新地、南町、 田代1～4区、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台1～4区、中神明 町、 市営新町住宅、市営中町住宅、市営向町住宅、城西町、東町、豊町、 北神明町、旭ヶ丘、住吉町、 小館町、長根山、南ヶ丘、水門町、仲見世、泉町、曙町、たつみ町、 緑ヶ丘、南たつみ町</p> <p>(下川沿地区)</p> <p>片山1～5地区、餅田1～2区、山田渡、赤石沢、 立花1～2区、川口1～6区、鳴滝、大道下、横岩、片山アパート、 餅田団地、片山町3丁目、天神緑町、美園町、西大館、八坂町、 根下戸新町、隼人町</p>

圏域大館 4	南・成章中学校 及び第一中学校の一部	(上川沿地区) 中山、沢山、羽立、金谷、餌釣、池内、小館花、根下戸、船場、 萩野台 1～2 区 (真中地区) 櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原 (二井田地区) 下村、町、館、小坪川、高村、四羽出、下川原、本宮、比内前田、 杉沢、大子内、中台 (十二所地区) 大滝 1～2 区、平内、下町、中町、上町、別所、上新町、沢尻、葛 原、 猿間、浦山、軽井沢 1～2 区、曲田、道目木
圏域比内	比内中学校	比内地域
圏域田代	田代中学校	田代地域

平成 31 年度からは圏域大館 4 のうち真中、二井田地区等を新たな日常生活圏域として設定する予定です。

第2部 各論

第2章 高齢者人口等の現状と推計

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1. 高齢者人口

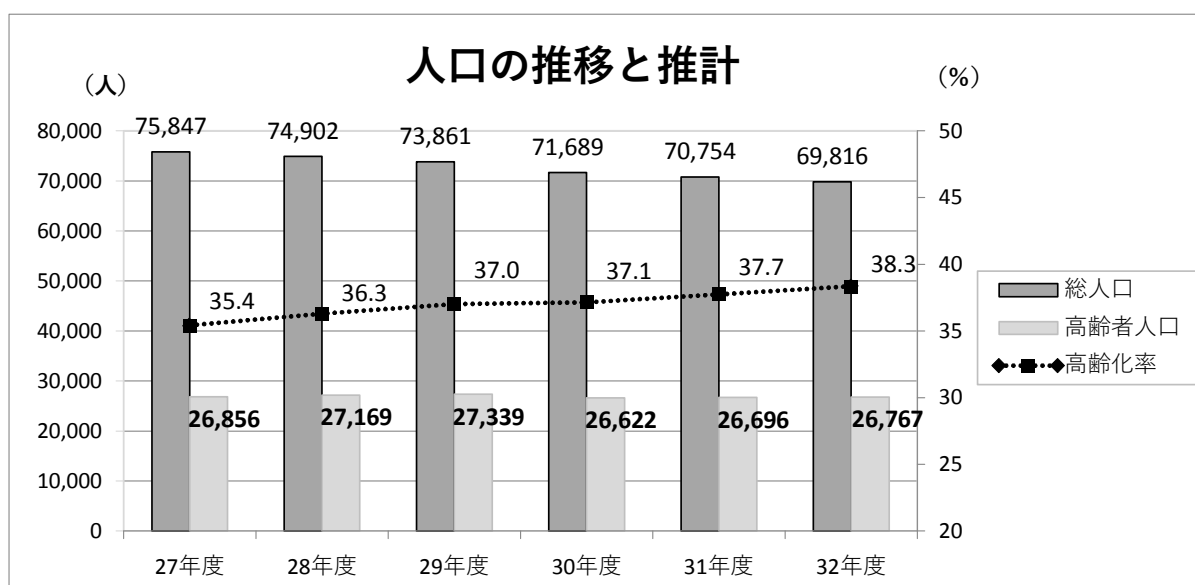
国立社会保障・人口問題研究所の推計値のデータに基づき、国が示した「地域包括ケア「見える化」システム」を用いて人口推計を行った結果は下表のとおりです。高齢者人口は今後も増加の一途をたどり、本計画の最終年度である平成32年度には26,767人になると推計され、高齢化率は上昇を続け38.3%となる見込みです。

人口の推移と推計

(単位：人、%)

区 分	第6期			第7期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
総人口	75,847	74,902	73,861	71,689	70,754	69,816
40～64歳	25,054	24,582	24,128	23,250	22,771	22,292
65～74歳	11,981	12,126	12,143	11,855	11,895	11,936
75歳以上	14,875	15,043	15,196	14,767	14,801	14,831
65歳以上(高齢者人口)	26,856	27,169	27,339	26,622	26,696	26,767
高齢化率	35.4	36.3	37.0	37.1	37.7	38.3

※住民基本台帳9月末人口及び将来推計人口



2. 要介護認定者数

平成29年度は総合事業の開始に伴い減少しますが、平成30年度以降は高齢化の進行にともない、要介護認定者数も増え続け、今後認定者率（65歳高齢者人口に対する認定者数の割合）も上昇が見込まれます。

平成27年4月から平成29年9月までの要介護認定データから平成29年度の認定者数・認定率の実績（見込み）を算定し、将来の被保険者数を乗じることで要介護（支援）認定者数を推計しています。

<要介護（要支援）認定者数>・・・第1号被保険者

区分	各年度9月末現在(人.%)					
	第6期計画（H27～H29）			第7期計画（H30～H32）		
	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 推計	H31 推計	H32 推計
要支援1	545	554	370	342	296	255
要支援2	970	1,012	766	716	641	569
要介護1	993	973	997	1,036	1,091	1,148
要介護2	954	1,028	1,073	1,136	1,205	1,273
要介護3	780	790	802	859	908	954
要介護4	672	755	734	774	809	840
要介護5	759	713	668	702	724	747
計	5,673	5,825	5,410	5,565	5,674	5,786
65歳以上	26,407	26,478	27,339	26,622	26,696	26,767
認定者率※	21.5%	22.0%	19.8%	20.9%	21.3%	21.6%

※1号認定者数/1号被保険者数

第3章

介護サービス利用量と保険給付費

第3章 介護サービス利用量と保険給付費

第7期計画の平成30年度から平成32年度における介護（予防）サービスの利用見込みは、第6期計画の平成27年度から平成29年度までのサービスの利用実績を基に、高齢者人口や要介護認定者の伸びを反映し、第7期計画の3年間に施設・居住系サービス事業所が整備される見込等を勘案し、厚生労働省が運営する『地域包括ケア「見える化」システム』を用いて推計しています。

1. 介護サービスの体系

介護サービス

- (1) 居宅サービス・介護予防サービス
- (2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- (3) 施設サービス

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	—
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	—
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅サービス	介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
夜間対応型訪問介護	—
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	—
看護小規模多機能型居宅介護	—
地域密着型通所介護	—

(3) 施設サービス

施設サービス
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院

2. 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービスは、要介護状態区分が要介護1から要介護5の人を対象に居宅に訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスがあります。要介護状態の軽減や重度化の防止を図り、高齢者の自立支援をめざします。

介護予防サービスは、要介護状態区分が要支援1・2の人が対象で、生活機能向上を図り高齢者の自立支援を目的として利用するサービスです。

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

- ・ ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
訪問介護	回/月	19,993.8	20,039.7	21,764.4
介護予防訪問介護	人/月	448	440	392

※回/月：1月当たり利用回数、人/月：1月当たり利用人数

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	回/月	23,601.0	23,603.0	23,605.0
介護予防訪問介護	人/月	0	0	0

- ・ 介護予防訪問介護は平成29年度の移行期間を経て平成30年度より総合事業に完全に移行します。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・ デイサービスセンター等に通所することが困難な寝たきり高齢者等の家庭に訪問入浴車などで訪問し、身体の清潔保持などを目的に入浴サービスを行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
訪問入浴介護	回/月	647.0	581.0	531.0
介護予防訪問入浴介護	回/月	4.3	6.4	3.3

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴介護	回/月	581.0	489.3	436.0
介護予防訪問入浴介護	回/月	5.2	5.2	5.2

(3) 訪問看護 ・ 介護予防訪問看護

- ・ 医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院の看護師などが高齢者等の家庭を訪問して、病状の観察・床ずれの手当て・点滴の管理など療養上の援助や診療の補助の看護サービスを提供します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
訪問看護	回/月	921.5	1,006.5	1,148.7
介護予防訪問看護	回/月	31.8	64.5	100.8

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問看護	回/月	1,283.6	1,284.6	1285.6
介護予防訪問看護	回/月	98.0	98.0	98.0

(4) 訪問リハビリテーション ・ 介護予防訪問リハビリテーション

- ・ 医師の指示に基づいて、理学療法士・作業療法士が家庭に訪問し、日常生活の自立のためのリハビリテーションのサービスを行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
訪問リハビリテーション	回/月	162.9	214.0	148.3
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0.7	5.7	109.3

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問リハビリテーション	回/月	150.7	166.9	179.9
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	66.5	66.5	66.5

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・ 病院や薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
居宅療養管理指導	人/月	62	68	89
介護予防居宅療養管理指導	人/月	4	3	3

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅療養管理指導	人/月	81	86	89
介護予防居宅療養管理指導	人/月	3	3	3

(6) 通所介護・介護予防通所介護

- ・ 介護の必要な方が自宅から介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事・入浴・排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
通所介護	回/月	11,244.0	9,733.0	9,586.0
介護予防通所介護	人/月	568	577	452

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	回/月	9,727.5	9,181.7	8,523.6
介護予防通所介護	人/月	0	0	0

- ・ 介護予防通所介護は平成29年度の移行期間を経て平成30年度より総合事業に完全に移行します。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 老人保健施設に通い、心身機能の維持・回復や日常生活自立を助けるために理学療法・作業療法などのリハビリテーションを提供し、在宅生活を支援しています。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
通所リハビリテーション	回/月	1,402.4	1,472.1	1,522.8
介護予防通所リハビリテーション	人/月	32	41	50

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所リハビリテーション	回/月	1,523.5	1,632.6	1,701.9
介護予防通所リハビリテーション	人/月	43	44	45

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・ 介護の必要な人が、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排せつその他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスで、利用者の心身機能の維持と介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
短期入所生活介護	日/月	9,458.3	10,721.5	11,292.3
介護予防短期入所生活介護	日/月	130.5	120.9	77.3

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所生活介護	日/月	12,856.3	11,764.4	11,764.4
介護予防短期入所生活介護	日/月	70.6	70.6	70.6

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・ 介護の必要な人が、介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的な管理のもとで、介護や日常生活機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
短期入所療養介護	日/月	167.6	91.3	100.0
介護予防短期入所療養介護	日/月	11.2	3.0	4.0

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所療養介護	日/月	154.0	137.0	131.0
介護予防短期入所療養介護	日/月	6.6	6.6	6.6

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）に入居し、介護の必要な人へ食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
特定施設入居者生活介護	人/月	118	115	117
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	7	6	2

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定施設入居者生活介護	人/月	134	134	134
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	4

(1 1) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・ 日常生活の自立を助けるため、生活に支障のある在宅の要介護等高齢者に対し、介護用ベッドや車椅子などの福祉用具を貸与します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
福祉用具貸与	人/月	1,216	1,201	1,226
介護予防福祉用具貸与	人/月	287	355	426

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉用具貸与	人/月	1,271	1,274	1,277
介護予防福祉用具貸与	人/月	477	478	478

(1 2) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- ・ 排せつや入浴に使われる腰掛便座、シャワーベンチ等特定福祉用具を購入したとき、(年間購入費 10 万円が限度) 購入費に対して、負担割合に応じた給付をします。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
特定福祉用具購入	人/月	23	21	24
特定介護予防福祉用具購入	人/月	8	10	12

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定福祉用具購入	人/月	24	25	26
特定介護予防福祉用具購入	人/月	13	13	13

(13) 住宅改修（介護給付・予防給付）

- ・ 家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、工事費用に対して、負担割合に応じた給付をします。（限度額 20 万円まで）

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
住宅改修（介護給付）	人/月	13	14	16
住宅改修（予防給付）	人/月	7	9	8

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修（介護給付）	人/月	18	19	20
住宅改修（予防給付）	人/月	7	8	9

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

- ・ 居宅介護支援は、在宅の要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望などを踏まえて、介護サービス計画（ケアプラン）を居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成し、居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、利用者を支援します。

介護予防支援は、在宅の要支援となった人に合った介護サービス計画を地域包括支援センターの介護支援専門員や保健師などが作成し、介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等を適切に利用できるように、利用者を支援します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
居宅介護支援	人/月	2,404	2,429	2,487
介護予防支援	人/月	1,040	1,094	1,018

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護支援	人/月	2,565	2,567	2,569
介護予防支援	人/月	966	833	816

3. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な生活圏域で提供されるサービスです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、一日複数回短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。また、介護予防サービスはありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年度	-	-	-

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年度	-	-	-

- ・ サービス提供事業所の開設が未定であるため、利用見込はありません。

(2) 夜間対応型訪問介護

- ・ 夜間、安心して在宅生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報システムによる通報を受けて、訪問介護員（ホームヘルパー）などが家庭で必要な生活援助を行うサービスです。また、介護予防サービスはありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
夜間対応型訪問介護	人/年度	-	-	-

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
夜間対応型訪問介護	人/年度	-	-	-

- ・ サービス提供事業所の開設が未定であるため、利用見込はありません。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- ・ 在宅の認知症のある方が通所介護事業所に通い、食事・入浴・排せつなどの介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
認知症対応型通所介護	回/月	832.0	817.3	797.8
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	3.9	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型通所介護	回/月	646.7	646.7	663.6
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 介護が必要となったかたの環境や心身の状態に応じて、入浴や食事その他の日常生活に必要なお世話を行う通所(デイサービス)を中心に、訪問や泊りのサービスを組み合わせ、自立した在宅生活を営むことができるよう多機能なサービスを提供します。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
小規模多機能型居宅介護	人/月	12	27	71
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	2	2

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	74	74	74
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	4	4	4

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・ 認知症のかたが、9人程度で住居(グループホーム)において共同生活を営みながら、食事・入浴・排せつ等の介護や支援のほか、日常生活のための機能訓練を行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
認知症対応型共同生活介護	人/月	198	222	231
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	263	263	272
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	1

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・ 地域密着型の特定施設（有料老人ホーム等）に入居している介護の必要な人へ食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	2	4	111

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	32	56	56

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

- ・ 地域密着型の特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）に入所している方に、食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/年度	-	-	-

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	人/年度	-	-	-

- ・ 平成32年度中に1施設29人を整備予定ですが、事業の開始は平成33年度になる見込みです。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

- ・ 1つの事業所が、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供するサービスで、利用者の医療ニーズなどに対応し、柔軟に提供するサービスです。実績はありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
看護小規模多機能型居宅 介護	人/年度	-	-	-

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
看護小規模多機能型居宅 介護	人/年度	-	-	-

(9) 地域密着型通所介護

- ・ 介護の必要な方が自宅から介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事・入浴・排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
通所介護事業で定員18人未満の事業所は平成28年4月1日より地域密着型通所介護となりました。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型通所介護	回/年度	0	1,384.3	1,687.8

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	回/年度	1,879.4	1,879.4	1,879.4

4. 施設サービス

施設サービスは、要介護状態が重度化し、居宅における生活が困難な場合、介護を受けながら安心して生活を送ることができるよう、介護もしくは治療が中心になるのかによって入所する施設を4種類から選択し、サービスの提供を受けます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護老人福祉施設	人/月	517	562	568

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	人/月	568	613	613

(2) 介護老人保健施設

- ・ 病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所します。医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護老人保健施設	人/月	381	379	382

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	人/月	390	390	390

(3) 介護療養型医療施設

- ・ 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人に対し、医療機関の病床において、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護療養型医療施設	人/月	177	177	180

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設	人/月	49	49	49

- ・ 介護療養型医療施設の介護保険施設等への転換期限が平成29年度末まででしたが、6年間延長になりました。「介護医療院」等の介護保険施設への転換が求められます。

(4) 介護医療院

- ・ 長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができる施設です。

【サービス利用量の状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護医療院	人/月	—	—	—

【サービス利用量の見込み】

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護医療院	人/月	134	134	134

5. 介護保険施設等整備計画

介護が必要な状態となっても、できる限り現在の住まいで暮らし続けたいと考えている人は多く、今後も在宅生活を支援する在宅サービスの充実が求められています。

その一方で、施設入所の待機者数は平成29年4月1日現在850人で、うち在宅での入所待機者は319人、介護度3・4・5の方は291人います。在宅での介護が困難な人の生活の場を確保するため、一定の施設整備を進め、待機者の解消を図る必要があります。また、認知症高齢者の数は増加すると見込まれ、認知症の方の支援も必要となっています。

○ 介護老人福祉施設は、上記待機者を解消するため短期入所からの転換・地域密着型介護老人福祉施設の整備等により定員74人増の整備を進めます。

○ 地域密着型サービス施設

有料老人ホーム等で介護サービスが受けられる特定施設入居者生活介護の指定を行います(30床、地域密着型特定施設入居者生活介護を含む)。また認知症の方に対応する介護サービスとして、認知症グループホーム9床の整備を進めるほか、介護予防拠点、地域包括支援センター各1施設増を計画します。

介護保険施設等整備計画

項目	30年度		31年度		32年度	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設を含む)			転換	45	1	29
特定施設入居者生活介護施設 (地域密着型を含む)			2	30		
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)					1	9
介護予防拠点			1			
地域包括支援センター			1			
介護療養型医療施設の転換	1	134				
介護老人福祉施設の移転	特別養護老人ホーム扇寿苑(31年度)					
認知症対応型共同生活介護の移転	扇寿苑グループホーム(31年度)					
地域包括支援センターの名称変更	大館市地域包括支援センター扇寿苑 ⇒大館市地域包括支援センターひない(31年度)					

6. 保険給付費の見込み

第7期の計画期間における各サービスの利用見込みに基づき算出した保険給付費の見込みは、次のとおりです。

(1) 介護給付費(一定以上所得者の財政影響額、消費税率等の影響額調整前)

(単位：千円)

項 目	平成 30 年度	平成 31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス	3,838,575	3,622,573	3,555,989
① 訪問介護	810,265	810,120	810,195
② 訪問入浴介護	77,703	67,598	58,306
③ 訪問看護	84,446	84,512	84,578
④ 訪問リハビリテーション	5,236	5,752	6,194
⑤ 居宅療養管理指導	6,883	7,351	7,613
⑥ 通所介護	923,143	865,013	806,094
⑦ 通所リハビリテーション	178,913	179,024	179,137
⑧ 短期入所生活介護	1,262,739	1,115,657	1,115,657
⑨ 短期入所療養介護	19,479	17,023	16,220
⑩ 特定施設入居者生活介護	287,714	287,843	287,843
⑪ 福祉用具貸与	172,996	173,269	174,342
⑫ 特定福祉用具販売	9,058	9,411	9,810
(2) 地域密着型サービス	1,285,625	1,358,141	1,387,745
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-
②夜間対応型訪問介護	-	-	-
③認知症対応型通所介護	76,740	76,774	79,730
④小規模多機能型居宅介護	160,896	160,968	160,968
⑤認知症対応型共同生活介護	773,760	774,382	801,030
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	83,231	154,933	154,933
⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-
⑧看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-
⑨地域密着型通所介護	190,998	191,084	191,084
(3) 住宅改修	17,272	18,232	19,192
(4) 居宅介護支援	475,685	475,985	476,185
(5) 介護保険施設サービス	3,749,704	3,821,740	3,821,831
① 介護老人福祉施設	1,760,057	1,832,005	1,832,096
② 介護老人保健施設	1,248,623	1,248,623	1,248,623
③ 介護医療院	542,338	542,338	542,338
④ 介護療養型医療施設	198,686	198,774	198,774
介護給付費計(小計) (I)	9,366,861	9,296,671	9,260,942

(2) 介護予防給付費(一定以上所得者の財政影響額、消費税率等の影響額調整前)

(単位:千円)

項 目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 介護予防サービス	64,855	65,162	65,401
①介護予防訪問介護	0	0	0
②介護予防訪問入浴介護	495	495	495
③介護予防訪問看護	6,403	6,406	6,406
④介護予防訪問リハビリテーション	2,223	2,224	2,224
⑤介護予防居宅療養管理指導	210	210	210
⑥介護予防通所介護	0	0	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	18,052	18,296	18,532
⑧介護予防短期入所生活介護	5,139	5,142	5,142
⑨介護予防短期入所療養介護	822	822	822
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	1,597	1,598	1,598
⑪介護予防福祉用具貸与	26,418	26,473	26,476
⑫特定介護予防福祉用具販売	3,496	3,496	3,496
(2) 地域密着型介護予防サービス	5,443	5,445	5,445
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	2,986	2,987	2,987
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,457	2,458	2,458
(3) 住宅改修	6,759	7,659	8,559
(4) 介護予防支援	50,833	43,855	42,937
介護予防給付費計(小計)(Ⅱ)	127,890	122,121	122,342

総給付費(合計)(Ⅰ)+(Ⅱ)	9,494,751	9,418,792	9,383,284
第7期計画の合計	28,296,827		

総給付費(一定以上所得者の財政影響額、消費税率等の影響額調整後)

項 目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総給付費(一定以上所得者負担の調整後) ①-②+③	9,492,413	9,528,482	9,610,325
総給付費 ①	9,494,751	9,418,792	9,383,284
一定以上所得者の利財政影響額 ②	2,338	3,504	3,602
消費税率等の影響額 ③	0	113,194	230,643
第7期計画の合計 (財政影響額調整後)	28,631,220		

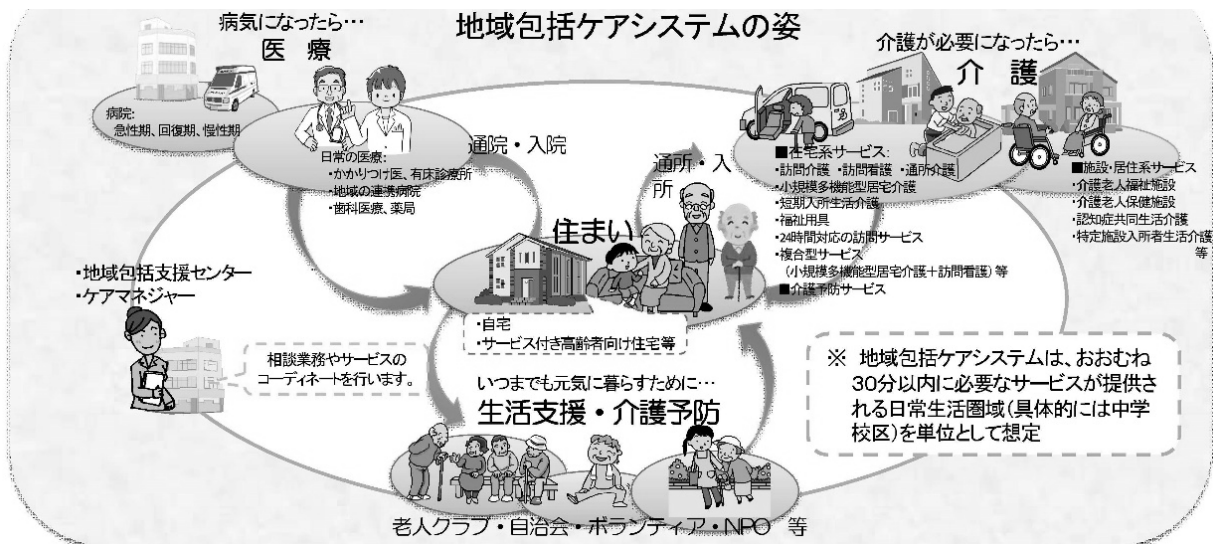
第4章 地域支援事業

第4章 地域支援事業

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年度を目途に、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が重要な課題となっております。

地域包括ケアシステムは、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要なことから、地域住民、ボランティア団体等の関係機関とのネットワークを強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。



(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が介護や支援が必要な状態になることを予防するとともに、介護や支援が必要となった場合にも、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように支援する事業です。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、できるだけ自分の力で生き生きと続けるために、要介護・要支援状態になる前から一人ひとりの状態に応じた介護予防サービスを提供し、要介護状態となった場合においても、地域で自立した生活を営むことができるよう各種サービス利用の支援を行います。

第6期から開始している介護予防・日常生活支援総合事業の内容充実や地域包括支援センターの機能を強化するとともに、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④地域ケア会議の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について重点的に取り組み、在宅医療・介護連携の推進においては、在宅医療・介護連携推進協議会を活用し、多職種が連携・協働して事業の実施に取り組みます。また、生活支援体制整備事業においては、市及び6ヶ所の日常生活圏域に生活支援コーディネーター・協議体を設置、地域によって異なるニーズや社会資源を把握し、担い手の育成や新たなサービスの創出等を行うなど、『地域包括ケアシステム』の深化・推進を図ります。

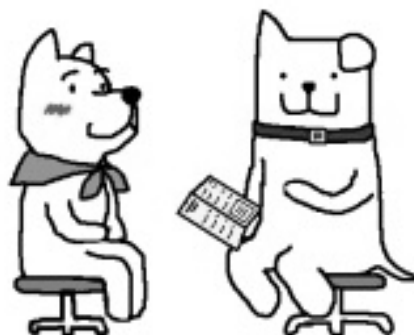
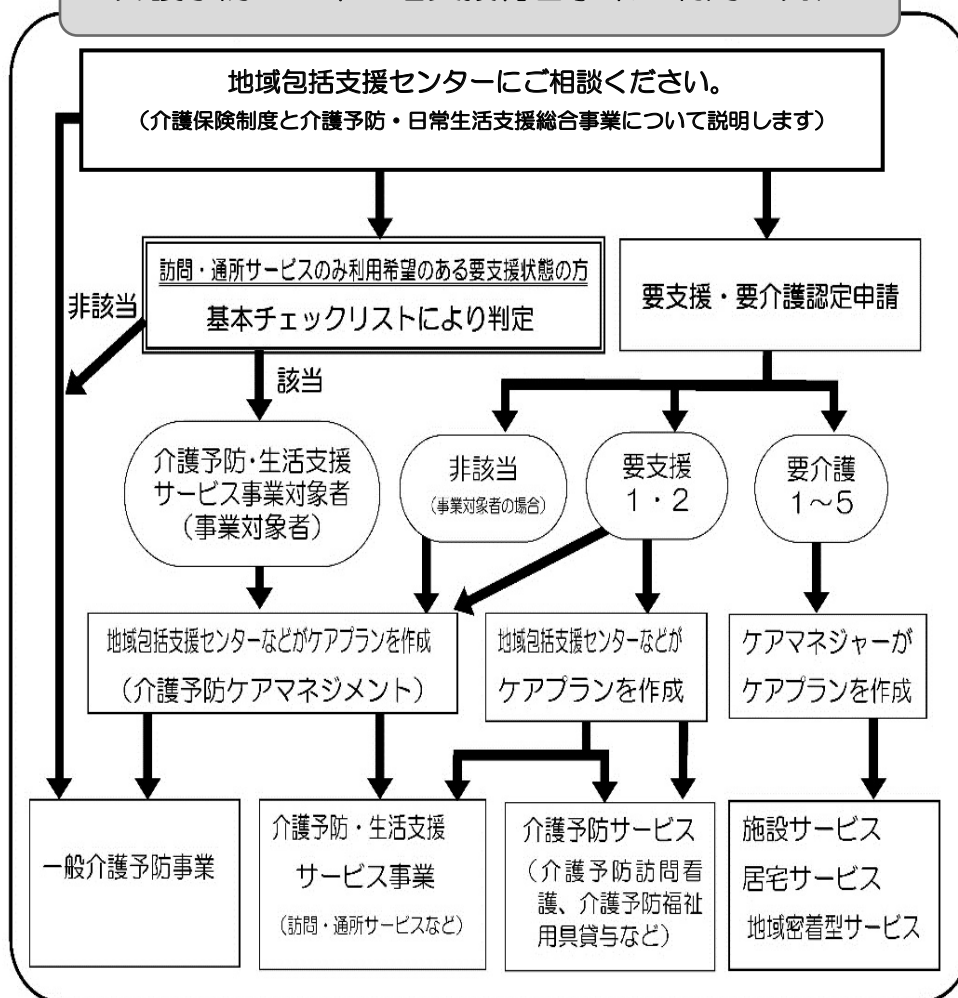
2. 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成26年度の介護保険制度改正において、介護予防事業のうち訪問介護・通所介護について、地域の実情に応じて住民等の多様なサービスにより市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行することとされており、本市では、平成29年度より新しい総合事業へ移行しております。今後は、サービス基盤の整備を図り、本市の実情に合った介護予防・日常生活支援総合事業を実施してまいります。

表 介護予防・日常生活支援総合事業

区 分		内 容
サ ス ー 事 業	訪問型サービス	訪問型サービス
	通所型サービス	通所型サービス
介護予防ケアマネジメント事業		介護予防ケアマネジメント事業
一 般 介 護 予 防 事 業	介護予防普及啓発事業	健康相談事業
		生きがい健康づくり支援事業
		認知症予防教室開催事業
	地域介護予防活動支援事業	食生活改善事業
		通いの場づくり事業
その他		審査支払手数料

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者と総合事業対象者の多様なニーズに対応するため、訪問型サービスと通所型サービスを実施します。

生活支援コーディネーターや協議体で把握された地域のニーズや資源等の実情を踏まえ、更に必要なサービスを確保します。訪問型サービス等については、生活支援整備事業を十分活用し、ボランティアや地縁組織等の活動を支援しながら、必要に応じた担い手を確保するとともに、多様な主体による多様なサービスの提供体制の確立に努めます。

① 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス

市の指定事業者が、訪問介護員による生活援助等を提供します。

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数	-件/月	-件/月	2,550 回

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用回数	5,400 回	5,400 回	5,400 回

イ 訪問型サービス B（住民主体による支援）【新規事業】

高齢者の日常生活を支援するために、地域で活動する住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービスを提供する団体等に補助を行います。

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施団体数	3 団体	6 団体	10 団体

ウ 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

介護予防訪問介護相当サービスの指定基準を緩和し、市の指定事業者が行うサービスです。第 7 期中の実施を目指します。

② 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス

市の指定事業者が、生活機能向上のための機能訓練等のサービスを提供します。

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用回数	-回	-回	3,439 回

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用回数	7,570 回	7,570 回	7,570 回

イ 通所型サービス C（短期集中予防サービス）【新規事業】

要支援 1・2 または事業対象者を対象にした、短期集中予防サービスです。

高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人の介護予防の実践に結びつけていくため、運動器の機能向上のプログラムを実施します。

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用回数	960 回	960 回	960 回

ウ 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

介護予防通所介護相当サービスの指定基準を緩和し、市の指定事業者が行うサービスです。第 7 期中の実施を目指します。

エ 通所型サービス B（住民主体による支援）

地域で活動する住民主体の自主活動として行う体操や運動等の活動などサービスを提供する自主的な通いの場を提供する団体へ補助を行うものです。第 7 期中の実施を目指します。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2または事業対象者で、介護予防及び日常生活支援を目的として、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用する方に対して、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づいて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供され事業が効率的に実施されるよう援助します。

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数	-人	-人	4,678人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延人数	8,890人	8,890人	8,890人

(3) 一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

① 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。

ア 健康相談事業（健康課）

健康に関する不安の解消、健康の保持増進を図る介護予防につなげるため、地域での個別健康相談を行います。

【実施状況】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
講演会	開催回数	40 回	33 回	31 回
	参加延人数	911 人	789 人	681 人
相談会	開催回数	42 回	32 回	27 回
	参加延人数	356 人	272 人	224 人

【年次計画（目標値）】

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講演会	開催回数	35 回	35 回	35 回
	参加延人数	800 人	800 人	800 人
相談会	開催回数	33 回	33 回	33 回
	参加延人数	290 人	290 人	290 人

イ 生きがい健康づくり支援事業

地域の公民館や町内会館等を利用し、「教育講座」「健康教室」「軽運動教室」「趣味活動教室」「レクリエーション」等、地域におけるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の社会的孤立感の解消及び要介護状態への進行の予防を図り、生きがいと社会参加を促進します。

【実施状況】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数		434 回	478 回	881 回
参加延人数		5,423 人	5,956 人	9,144 人

【年次計画（目標値）】

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数		987 回	987 回	987 回
参加延人数		10,080 人	10,080 人	10,080 人

ウ 認知症介護予防教室開催事業

認知症に対する正しい理解と普及啓発、認知症予防に関する周知を図ることを目的に認知症予防介護教室を開催します。

【実施状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	26 回	22 回	20 回
参加者数	392 人	342 人	202 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	26 回	26 回	26 回
参加者数	384 人	384 人	384 人

② 地域介護予防活動支援事業

地域で行う介護予防活動に高齢者が自ら参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、食生活改善推進員（ヘルスマイト）による伝達講習への支援、地域住民が主体となって行う、介護予防を目的とする通いの場づくり活動への支援を行います。

ア 食生活改善事業（健康課）

生活習慣病の予防を図り、正しい食生活の普及活動を行うため、ヘルスマイトによる伝達講習を行い、高齢者や高齢者を抱える家族に対して介護予防のための調理教室を開催します。

【実施状況】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ヘルスマイト 講習会	開催回数	10 回	10 回	10 回
	参加者数	157 人	148 人	143 人
ヘルスマイト 伝達講習	開催回数	9 回	7 回	7 回
	参加者数	129 人	94 人	94 人

【年次計画（目標値）】

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ヘルスマイト 講習会	開催回数	10 回	10 回	10 回
	参加者数	150 人	150 人	150 人
ヘルスマイト 伝達講習	開催回数	7 回	7 回	7 回
	参加者数	100 人	100 人	100 人

イ 地域介護予防活動支援事業（通いの場づくり事業）

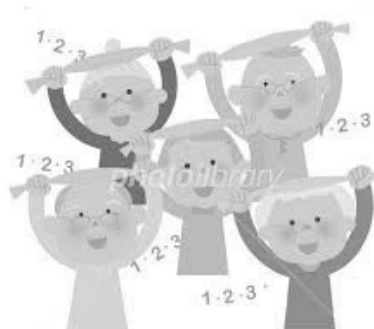
高齢者がいつまでの住み慣れた場所でいきいきと健康で過ごせるよう、地域住民が主体となり、介護予防に効果的な活動を行う住民団体等を支援し、高齢者自らの介護予防の意識の高まりや地域での活動の広がりを支援します。

【利用状況】・・・介護予防地域支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
団体数	18 団体	18 団体	18 団体
参加延人数	2,954 人	3,297 人	3,252 人

【年次計画（目標値）】・・・通いの場づくり事業【新規事業】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
団体数	30 団体	30 団体	30 団体
参加延人数	6,000 人	6,000 人	6,000 人



3. 包括的支援事業

包括的支援事業は、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントなどで構成され、日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターへ業務を委託し、行っています。

表 包括的支援事業

区 分		事 業 名
包括的支援事業等	包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業
		総合相談支援事業
		権利擁護事業
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業
	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業 (第1層・第2層協議体設置事業、 地域支え合い活動支援事業)
	認知症総合支援事業	認知症総合支援事業
	地域ケア会議推進事業	地域ケア会議推進事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域において包括的支援事業を一体的に実施する役割を担う中核機関として、市内に6ヶ所設置しています。第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満の区域ごとに設置し、各地域包括支援センターでは保健師(看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種が、その知識や技能を活かしながらチームで活動し、包括的支援事業を行っています。

【設置状況】

地域包括支援センター名	生活圏域	所在地
大館市地域包括支援センター かつら	大館(第一中学区)、 下川沿地区	大館市字三ノ丸103-4 (大館市総合福祉センター内)
大館市地域包括支援センター 水交苑	大館(東中学区)、 長木地区	大館市字下綱123 (ケアハウス樹海の里内)

大館市地域包括支援センター 神山荘	釈迦内、花岡、矢立 地区	大館市花岡字姥沢 3 4 - 1 (花岡コミュニティさろん内)
大館市地域包括支援センター おおたき	上川沿、真中、 二井田、十二所地区	大館市十二所字大水口 4 - 5 (特別養護老人ホームつくし苑併設)
大館市地域包括支援センター 扇寿苑	比内地域全域	大館市比内町新館字館下 7 9 - 1 (大館市比内福祉保健総合センター内)
大館市地域包括支援センター 長慶荘	田代地域全域	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱 1 6 (大館市田代いきいきふれあいセンター内)

※「地域包括支援センター扇寿苑」は、H30.4 から「地域包括支援センターひない」

ア 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持していくことができるよう地域における関係者とのネットワークを構築・強化するとともに、高齢者の心身の状況、生活環境、必要な支援等を幅広く把握し、各種相談を受け付け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用に結びつけていくなどの支援を行います。

イ 権利擁護業務

自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者に対し、成年後見制度の活用促進、虐待や人権侵害が明らかになった場合の老人福祉施設等の入所措置、及び消費者被害に対する情報提供など、高齢者に対する権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

高齢者虐待の防止とその対応、また、虐待者となりうる養護者への支援について、大館市高齢者虐待対応マニュアル（平成 24 年 4 月 1 日改正）に添って、地域包括支援センター、関係事業者等と緊密な連携を図り、適切かつ効果的に対応していきます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、住宅と施設の連携など、また、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、ボランティア活動などさまざまな社会資源を活用できるよう連携・協力体制を整備し、包括的・継続的ケアマネジメントを実施します。

- ◆介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、日常的な業務の円滑な実施を支援します。
- ◆介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など多職種連携について、その整備を検討していきます。
- ◆様々な専門職種が、公的サービスや他の社会資源を積極的に活用しながら、高齢者個人の課題分析と在宅生活の支援に向けた個別ケースの検討を行うため、「地域ケア会議」を行います。

【相談業務の状況】

(延べ件数)

相談内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険・予防事業に関する事	25,820	25,465	26,498
施設入所に関する事	662	603	839
虐待の対応に関する事	205	158	80
成年後見人に関する事	44	37	51
消費者被害に関する事	24	2	2
医療・健康に関する事	1,863	2,730	2,759
その他 (生活相談・在宅福祉・家庭内トラブル等)	902	1,344	1,798
合計	29,520	30,339	32,027

【年次計画(目標値)】

(延べ件数)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数	33,277	34,527	35,777

【介護予防プラン（介護予防ケアマネジメント）作成状況】

（延べ件数）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防プラン作成件数 （介護予防ケアマネジメント）	-件	-件	4,678 件

※ 2.（2）介護予防ケアマネジメント事業 再掲

【年次計画（目標値）】

（延べ件数）

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防プラン作成件数 （介護予防ケアマネジメント）	8,890 件	8,890 件	8,890 件

※ 2.（2）介護予防ケアマネジメント事業 再掲

(2) 地域包括支援センターの機能強化

市は、地域包括支援センターの責任主体として、適切な運営を行うための基本指針・運営指針の策定や体制整備などの必要な支援について、地域包括支援センター運営協議会において協議・検討し、地域包括支援センターの運営全般に対し積極的に関与するとともに地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すために、その機能強化を図ります。

- ◆地域の実情とさまざまな社会資源を活用した地域ケア体制の整備を図る上で、地域包括支援センターはその中心機関となることから、高齢者が地域で安心して生活を続けるために、保健・医療・福祉・介護サービスが適切に提供できるよう、関係機関とのネットワーク強化を図り、包括的・継続的な支援を行います。
- ◆地域包括支援センターが、きめ細かくより効果的に包括的支援業務を行えるよう、第 7 期中に 1 ヶ所の増設を計画します。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢化が進むことにより、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り続けられるよう、医療と介護のさらなる連携が必要であることから、多職種連携により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を整備します。

- ◆地域の医療・介護の資源の把握を行います。
- ◆在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。
- ◆切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。
- ◆医療・介護関係者の情報共有を支援します。
- ◆在宅医療・介護連携に関する相談支援を行います。
- ◆医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の研修を行います。
- ◆地域住民へ在宅医療・介護連携の理解を促進するための普及啓発を図ります。
- ◆在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携を図ります。

(4) 生活支援体制整備事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、生活支援コーディネーター（支え合い推進員）と住民主体の協議体（支え合い推進会議）を設置し、地域の支え合いの仕組みづくりを支援していきます。

- ◆地域における課題（不足するサービス等）を把握し、サービスの担い手を養成し、地域住民主体による生活支援等サービスの構築を支援していきます。
- ◆市全域の課題を担う第1層協議体と日常生活圏域での課題等を担う第2層協議体が、定期的な情報共有の協議を開催して、それぞれの生活支援コーディネーターを介して互いに補完し、協議体の強化を図っていきます。

【年次計画（目標値）】

（延べ件数）

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
協議体数	第1層 1ヶ所 第2層 6ヶ所	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所
生活支援コーディネーター数	第1層 1人 第2層 6人	第1層 1人 第2層 7人	第1層 1人 第2層 7人

(5) 認知症総合支援事業

急速に高齢化が進むなか、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の本人やその家族に対する「早期診断・早期対応」の支援体制の構築を推進します。

ア 認知症初期集中支援事業

認知症の本人や家族に対して、短期間で集中的に支援を行い、適切な医療・サービスにつなげる「認知症初期集中支援チーム」の体制を整備し、早期診断・早期対応を推進します。

イ 認知症地域支援推進員の設置

認知症の容態の変化に応じて、必要な医療、介護等サービスを効果的に提供できるよう、市及び地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し相談支援を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築と認知症ケアの向上を推進します。

ウ 認知症カフェ設置による支援

認知症の本人やその家族のみならず、地域住民や専門職が集う場として「認知症カフェ」を設置し、認知症の人を支えるつながりを支援します。

(6) 地域ケア会議推進事業

市は、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体で構成する「地域ケア推進会議」を開催し、地域包括支援センター主催の「地域ケア個別会議」で共有された地域の課題の解決のため、地域包括支援センターと緊密に連携し、地域づくりや政策形成、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する体制を整えてまいります。

4. 任意事業

家族介護支援事業など、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、さまざまな事業を実施します。

表 任意事業

区 分		事 業 名
任意事業	家族介護支援事業	家族介護教室開催事業
		認知症予防介護教室開催事業
		認知症高齢者見守り事業
		家族介護継続支援事業 (介護用品券支給事業)
	その他事業	成年後見制度等利用支援事業
		住宅改修支援事業
		認知症サポーター等養成支援事業
		地域自立生活支援事業 (高齢者等配食サービス事業)

(1) 家族介護支援事業

介護方法の指導、その他の要介護被保険者を現に介護する家族等に対する支援のための必要な事業を実施します。

① 家族介護教室開催事業

要介護者を含む高齢者を介護している家族等に対し、適切な介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を習得させるとともに、身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的に、家族介護者教室を開催します。

【実施状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	31 回	32 回	30 回
参加者数	498 人	548 人	364 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	43 回	43 回	43 回
参加者数	594 人	594 人	594 人

② 認知症高齢者見守り事業

認知症に関する講演会を開催し、市民へ認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者が地域において安心・安全に生活できるよう、早期発見可能な仕組みづくりや見守り体制を整備します。

ア 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等を早期に安全に保護するためのシステム※ の利用により、本人及びその家族の精神的負担の軽減を図ります。

(※携帯電話等で読取可能な二次元バーコードシールを徘徊高齢者の衣類等に貼り付け、発見した第三者と事前に登録した家族等の連絡先とで通信するシステム)

【交付状況】 平成 29 年度より実施

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付件数	-件	-件	11 件

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ交付件数	20 件	30 件	40 件

イ はちくんパトロール隊事業

認知症高齢者の道迷いや行方不明事案の増加に対応するため、地域全体が気軽に参加できる見守り活動として、市内在住の愛犬家が、日常の散歩の時間を地域の見守りを意識した活動として展開することで、地域の見守り役として登録する体制を拡大してまいります。

【交付状況】 平成 29 年度より実施

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	-人	-人	41 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ登録者数	50 人	60 人	70 人

③ 家族介護継続支援事業（介護用品券支給事業）

寝たきり高齢者等の介護を要する家族の経済的負担の軽減を図るため、介護用品支給券を交付し、在宅介護の継続を支援します。

◆対象者：要介護 4 および 5 の認定を受けた要介護者を有する市民税非課税世帯

◆支給券：5,000 円／月

◆介護用品：紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付者数	95 人	73 人	68 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
交付者数	70 人	(70 人)	(70 人)

※ 31 年度以降の実施については、事業のあり方について検討協議してまいります。

(2) その他事業

被保険者の地域における自立した日常生活支援のため必要な事業を実施します。

① 成年後見制度等利用支援事業

成年後見の利用が必要と認められるが、身寄りがなく申し立てを行う親族がない場合、市長申し立てにより成年後見制度を利用できます。その際の申し立てや成年後見人等の報酬などの費用を助成し、手続きを支援します。

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申立件数	1 件	0 件	2 件
助成件数	1 件	0 件	0 件

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
申立件数	3 件	3 件	3 件
助成件数	2 件	2 件	2 件

② 住宅改修支援事業

介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修費について、介護支援専門員などが支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合、作成者に手数料を支払い、住宅改修の利用と促進を図ります。

◆手数料：2,000 円／1 件

③ 認知症サポーター等養成事業

認知症キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催を支援します。

【実施状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	21 回	34 回	82 回
参加者数	854 人	1,093 人	1,539 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	45 回	45 回	45 回
参加者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人

④ 地域自立生活支援事業（高齢者等配食サービス事業）

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で、心身の障害や傷病等の理由により調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事（夕食）の配達と安否確認を行います。利用者の体調や生活状況に異変があった場合には、関係機関に連絡を行うとともに、栄養改善、介護予防及び在宅生活の自立支援を図ります。

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (利用回数)	-人 (-回)	-人 (-回)	36 人 (2,056 回)
配食事業者数	-業者	-業者	3 業者

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数 (利用回数)	150 人 (9,051 回)	150 人 (9,051 回)	150 人 (9,051 回)
配食事業者数	5 業者	5 業者	5 業者

5. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業にかかる費用の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備や地域包括支援センター充実強化を図るため、第7期中は費用の増加を見込みます。

表 地域支援事業費の見込み (単位：千円/年)

第7期事業計画	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
地域支援事業費	497,074	529,218	569,537
介護予防・日常生活支援 総合事業	325,314	397,258	411,789
介護予防・ 生活支援サービス費	325,314	336,026	346,738
介護予防ケアマネジ メント費	22,323	25,120	27,129
一般介護予防事業費	31,771	33,812	35,312
審査支払手数料	1,980	2,300	2,610
包括的支援事業 任意事業	115,686	131,960	157,748
包括的支援事業	77,847	84,847	85,800
(社会保障充実分)	28,840	35,840	59,598
任意事業	8,999	11,273	12,350

第7期地域支援事業費の合計額

1,595,829 千円

第 5 章 高齡者福祉事業

第5章 高齢者福祉事業

高齢者が健康で生きがいを持った生活が送れるよう、健康づくりや介護予防事業の推進、権利擁護や地域における生きがいづくり、見守り・支え合いの地域づくりを支援するため、地域支援事業、その他福祉事業と一体的かつ継続的に、さまざまな高齢者福祉事業を実施します。

1. 高齢者の状況

【年度別状況】

(高齢者在宅実態調査 各年7月1日現在)

年	65歳 ～ 74歳 (人)	75歳 ～ 84歳 (人)	85歳 以上 (人)	合計 (人)	高齢化率 (%)	大館市人口 (人)	一人暮らし 世帯	高齢者のみ の世帯	高齢者世帯 (計)
20年	12,305	9,492	3,025	24,822	30.3	82,006	3,090	3,143	6,233
21年	12,150	9,753	3,229	25,132	30.9	81,257	3,135	3,340	6,475
22年	11,790	9,925	3,479	25,194	31.3	80,495	3,127	3,437	6,564
23年	11,040	10,289	3,690	25,019	31.2	80,068	3,246	3,520	6,766
24年	11,082	10,419	3,920	25,421	32.1	79,154	3,344	3,644	6,988
25年	11,231	10,482	4,179	25,892	33.1	78,142	3,453	3,786	7,239
26年	11,590	10,300	4,394	26,284	34.1	77,067	3,551	3,912	7,463
27年	11,968	10,181	4,608	26,757	35.2	76,020	3,567	4,058	7,625
28年	12,087	10,051	4,968	27,106	36.1	75,044	3,651	4,129	7,780
29年	12,163	10,023	5,147	27,333	36.9	74,047	3,712	4,298	8,010

平成17年6月20日、大館市・比内町・田代町の一市二町が合併しました。合併後、人口が約10,600人減少している一方で、高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯は年々増え続けています。

【地区ごとの状況（施設入所者を除く）】

（高齢者在宅実態調査 平成 29 年 7 月 1 日現在）

地区名	地区人口（人）			65 歳以上の人口（人）			高齢化率 （％）	65 歳以上 の一人暮 らしの世 帯 （世帯数）	65 歳以上 の高齢者 のみの世 帯 （世帯数）
	男	女	合計	男	女	合計			
大 館	13,192	15,217	28,409	3,599	5,591	9,190	32.35	1,753	1,628
釈迦内	3,249	3,610	6,859	1,052	1,494	2,546	37.12	312	438
長 木	1,909	2,179	4,088	624	924	1,548	37.87	178	276
上川沿	1,163	1,317	2,480	407	576	983	39.64	100	155
下川沿	2,348	2,532	4,880	711	952	1,663	34.08	232	253
真 中	602	668	1,270	202	309	511	40.24	40	78
二井田	1,038	1,048	2,086	308	444	752	36.05	52	88
十二所	1,394	1,609	3,003	502	761	1,263	42.06	139	169
花 岡	1,158	1,327	2,485	466	648	1,114	44.83	144	190
矢 立	801	849	1,650	293	421	714	43.27	85	123
比 内	4,554	4,992	9,546	1,506	2,116	3,622	37.94	393	508
田 代	2,991	3,293	6,284	1,060	1,518	2,578	41.02	284	392
合 計	34,399	38,641	73,040	10,730	15,754	26,484	36.26	3,712	4,298

【施設入所者を含む総数】

（高齢者在宅実態調査 平成 29 年 7 月 1 日現在）

	地区人口（人）			65 歳以上の人口（人）			高齢化率 （％）	65 歳以上 の一人暮 らしの世 帯 （世帯数）	65 歳以上 の高齢者 のみの世 帯 （世帯数）
	男	女	合計	男	女	合計			
大館市	34,734	39,313	74,047	10,959	16,374	27,333	36.91	3,712	4,298

2. 在宅・見守り支援事業

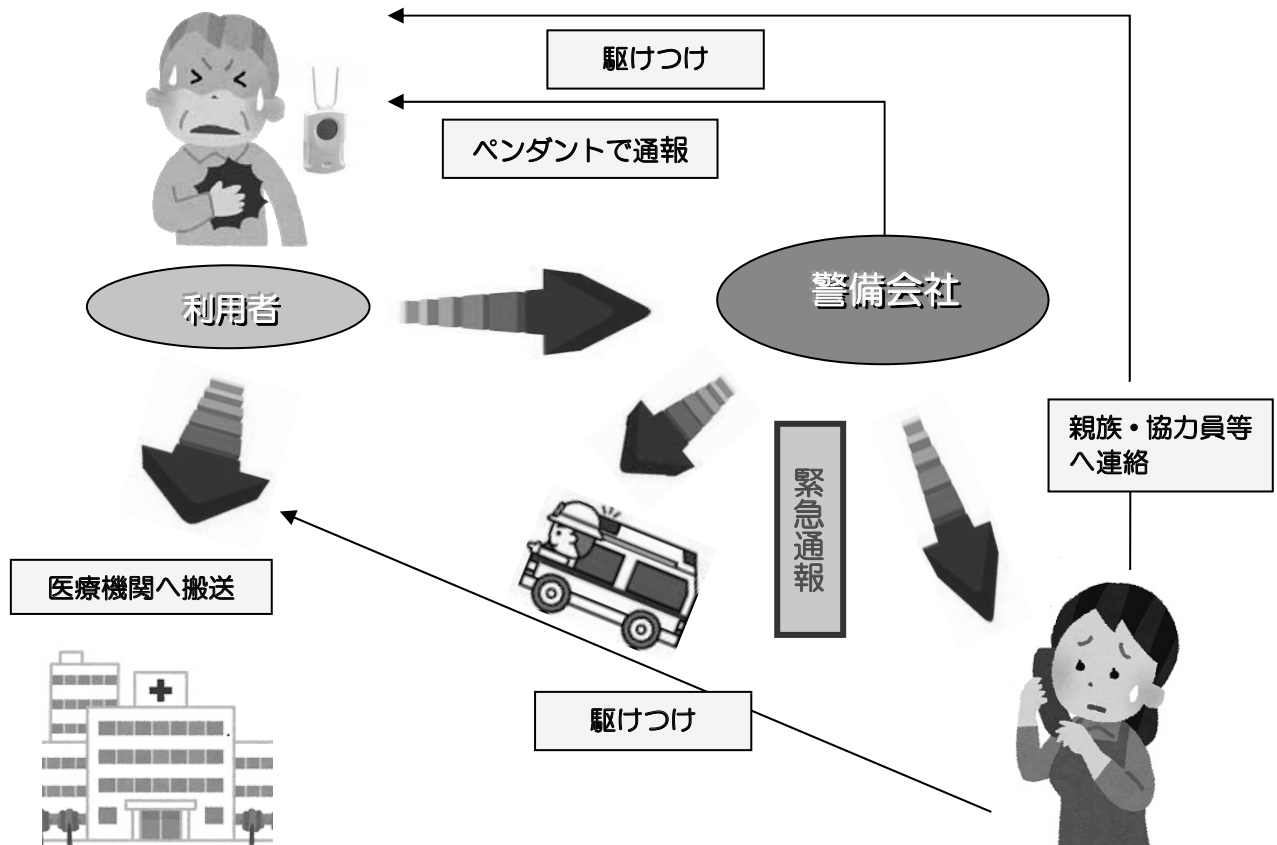
(1) 緊急通報装置・ふれあい安心電話貸与事業

ひとり暮らしや高齢者世帯に対して専用通報機器（緊急通報装置）を貸与し、急病等緊急時において外部へ連絡し必要な支援を行う連絡体制を確保し高齢者の不安解消を図るとともに見守り体制を強化します。

高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯は今後も増えるものと予想され、緊急時の連絡体制をより強化していく必要があるため、対象者に対する周知を図り不安解消に努めていきます。

- ◆対象者：ひとり暮らし及び高齢者世帯等の市民税非課税世帯
- ◆利用料：大館地域 400 円／月　比内・田代地域 300 円／月
- ◆事業の名称：大館地域 緊急通報装置貸与事業
比内・田代地域 ふれあい安心電話貸与事業

《イメージ図》



【利用状況】

地 域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大館地域	緊急通報装置	145 台	136 台	121 台
比内地域	ふれあい安心 電話	23 台	21 台	19 台
田代地域		55 台	49 台	46 台
計		223 台	206 台	186 台

【年次計画（目標値）】

地 域		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
大館地域	緊急通報装置	113 台	113 台	113 台
比内地域	ふれあい安心 電話	19 台	19 台	19 台
田代地域		40 台	40 台	40 台
計		172 台	172 台	172 台

(2) 生活管理指導員派遣事業

基本的な生活習慣の欠如や周囲とのコミュニケーションへの支障があるなど、社会適応が困難な高齢者に対して、家事などの日常生活や良好な対人関係を築くための支援や指導を行う訪問指導員を派遣し、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図ります。

支援を要する高齢者の把握に努め、地区民生委員や地域包括支援センターなどと情報を共有し、閉じこもりにならないよう支援に努めます。

◆対 象 者：おおむね 65 歳以上の自立と判定された者

◆利 用 料：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表に定める単位に、厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 12 年更生省告示第 22 号）を乗じた額の 1 割。

生活保護受給世帯は無料。

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	5 人	4 人	2 人
延利用時間	230 時間	223 時間	103 時間

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	3 人	3 人	3 人
延利用時間	216 時間	216 時間	216 時間

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

心身的または生活環境上の問題などで一時的に養護を必要とする場合、短期間の宿泊による生活管理指導・支援を行うとともに心身の調整を図り、自宅での自立生活を回復させます。

緊急的に支援を要する方に対し、短期入所施設の空きベッドを利用できるよう関係機関との調整を図り、その体制整備及び対応に努めます。

◆対象者：65歳以上の高齢者

◆内容：短期間の宿泊

◆利用料金：自立 380円/日 要支援1 660円/日 要支援2 760円/日 など

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（延べ）	6 人（26 人）	9 人（26 人）	9 人（14 人）
利用日数	343 日	317 日	160 日
利用平均日数	57 日	35 日	17 日

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（延べ）	10 人（15 人）	10 人（15 人）	10 人（15 人）
利用日数	170 日	170 日	170 日

(4) 軽度生活援助事業

高齢者の在宅生活の継続を図るため、ひとり暮らしの方や高齢者世帯への外出の付き添い、買い物及び除雪など、一時的、短期的なサービスを提供し、自立生活の維持を支援します。

除雪については、事業者が市内全域をカバーできるだけの体制になっていないことから待機者も多く、その解消のため新規事業者の募集等を行いその体制整備を検討します。

◆対象者：市民税非課税のひとり暮らし及び高齢者世帯等

◆内容：外出時の援助、食材の買い物、草取り、暖房器具等への給油、除雪等
(除雪：除雪範囲は玄関から公道に出るまでの通路確保)

◆利用料：100円/30分

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	113 人	135 人	142 人
延利用回数	3,928 単位	3,636 単位	4,400 単位

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	150 人	150 人	150 人
延利用回数	4,180 単位	4,180 単位	4,180 単位

(5) 高齢者バス券交付事業

通院のために遠隔地から定期的にバスを利用する高齢者に対して、高額になるバス運賃の一部を助成し経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援します。

高齢化社会における公共交通の必要性は高く、継続して事業実施できるよう公共交通機関とも協議、連携して高齢者支援に努めます。

- ◆対 象 者：65 歳以上の市民税非課税世帯
- ◆内 容：片道 400 円以上のバス利用で医療機関に通院しているかた
- ◆バ ス 券：5,000 円分の回数券／年を交付

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	63 人	56 人	58 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	80 人	80 人	80 人

(6) 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を増改築又は改造することを必要とし、自力で整備を行うことが困難な親族へ、資金の一部を貸付します。

高齢者の住宅環境の整備により家族関係の融和を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続を今後も支援するとともに、利用しやすい環境を整えます。

- ◆貸付限度額：150万円／1戸当たり
- ◆据置期間：2年以内
- ◆償還期間：据置期間経過後8年以内
- ◆償還方法：半年賦元利均等償還

(7) 地域ふれあい除雪支援事業

冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いが助長されるとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。

- ◆対象者：65歳以上の高齢者または身障1級、2級のみで構成されている世帯など
- ◆除雪範囲：間口（道路に面した出入口部分）など
- ◆事業内容：除雪車が公道を除雪した際の間口に残った雪を町内会が除雪する。

実施した町内会に対し、助成金を支給（H29実績単価：7,000円/世帯）。

【実施状況】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施町内数	97町内	101町内	99町内
対象世帯	648世帯	664世帯	623世帯

【年次計画（目標値）】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施町内数	100町内	105町内	110町内
対象世帯	650世帯	682世帯	715世帯

(8) 高齢者等雪下ろし支援事業

冬期間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろしに要する費用の一部を助成します。

- ◆対象者：市民税非課税で一戸建ての持ち家に居住している高齢者世帯
- ◆内 容：市内業者に委託した雪下ろしに係る費用の2分の1を助成（上限：2万円）

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	0 人	0 人	7 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	200 人	200 人	200 人

3. 中・重度者在宅支援事業**(1) 移送サービス事業**

在宅の高齢者の通院等について福祉タクシーの利用料金の全部又は一部を助成することで、経済的負担の軽減、日常生活の利便を図るとともに、在宅介護者を支援します。市内全域の対象者の要望に応えるため、移送サービス事業者の拡充を図ります。

◆対 象 者：市民税非課税世帯で 65 歳以上の要介護 4 または 5 の認定を受けている高齢者

◆助 成 額：移送時間（片道）30 分以内 1,500 円
30 分超 2,000 円
1 時間以上 2,500 円

※タクシー料金が 1,500 円未満の場合は実費

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	73 人	64 人	51 人
利用件数	546 件	494 件	439 件

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	62 人	62 人	62 人
利用件数	509 件	509 件	509 件

(2) 訪問理美容サービス事業

寝たきり、心身の障害及び疾病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、理美容師の在宅訪問による理髪や美容のサービスを提供します。

介護者による高齢者の理髪等の介護軽減を図るとともに、高齢者の清潔感を保持し、快適な生活の支援を図ります。

- ◆対象者：市民税非課税の寝たきり等の高齢者
- ◆内容：理美容師の派遣費の助成（2,500円／回）

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	1 人	1 人	0 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	4 人	4 人	4 人

(3) 車いす貸与事業

一時的に車いすが必要となった方に対し、その日常生活の介護に役立てるため、車いすを貸与します。

- ◆対象者：大館市内に居住する概ね 65 歳以上の方
- ◆貸与期間：原則として年度内の 3 カ月以内
- ◆利用料：無料



4. 施設サービス

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法第11条に基づく養護老人ホームに入所措置し、本人にとって最も適切な支援が総合的に受けられるよう支援します。措置に当たっては、その可否を適正に行うため、医師、保健所長、老人福祉施設長などで構成される大館市老人ホーム入所判定委員会の意見を聞き、総合的に判定します。また、本人の事情を考慮し、管外市町村設置の養護老人ホームとも連携・調整を図りながら適切に措置入所を行います。

核家族化の進展やさまざまな経済環境の変化に伴い、養護老人ホームの果たす役割が重要になっていることから、現在の居室形態やそれに伴う必要な定員の確保等について検討が必要であるため、今後関係機関等と協議を進めていきます。

【措置の状況】

◆大館市養護老人ホーム成章園

所在地	大館市軽井沢字下岱20—20
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団
定員	80人
居室	45室（一人部屋10室 二人部屋35室）
施設形態	平成19年1月から、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護施設指定

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所者数（管内）	63人	54人	52人
入所者数（管外）	12人	13人	12人
合計	75人	67人	64人

◆管外市町村設置の養護老人ホーム

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
措置委託施設数	3施設	3施設	3施設
措置入所者数	12人	13人	12人

【入所者数の年次計画（目標値）←見込み（必要量）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成章園	70 人	72 人	75 人
管外施設	12 人	12 人	12 人
計	82 人	84 人	87 人

(2) 軽費老人ホーム

60 歳以上の者であって、高齢や身体機能の低下により自宅生活に不安を感じ、かつ家族による援助を受けることが困難な高齢者が軽費老人ホームに入居することで、生活不安が解消され住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう支援します。

また、平成 24 年度から一部は、特定施設入居者生活介護施設の指定を受け、入居者が介護状態となっても安心した生活が送れるようになりました。

【入居状況】

◆大館市軽費老人ホームケアハウスほうおう

所在地	大館市十二所字大水口 4-4
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団
定員	50 人
居室	42 室（個人部屋 34 室 夫婦部屋 8 室）
施設形態	平成 24 年 4 月から、一部、特定施設入居者生活介護施設指定

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入居者数	42 人	41 人	42 人

【入居者数の年次計画（目標値）←見込み（必要量）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
入居者数	50 人	50 人	50 人

(3) 生活支援ハウス（居住部門）

60歳以上の身体的な介護を必要としない者であって、自立して生活することに不安のある者に対して、居住機能、介護支援機能、交流機能を効果的に提供し、安心した生活を送れるよう支援します。

【入居状況】

◆大館市比内生活支援ハウス

所在地	大館市比内町新館字館下79-1
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人比内ふくし会
定員	11人
居室	9室（個人部屋7室 二人部屋2室）
事業形態	デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業等在宅福祉サービス機能を提供

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入居者数	9人	7人	8人

【入居者数の年次計画（目標値）】 ←見込み（必要量）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入居者数	11人	11人	11人

(4) こぶしの家

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯であって、冬期間の在宅生活に不安のある方に対し、居室・給食提供サービスを行い、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援します。

【入居状況】

◆大館市こぶしの家

所在地	大館市岩瀬字上軽石野48-2
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会
定員	8人

居 室	8 室
居室提供期間	11 月から翌年 3 月まで

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入居者数	5 人	8 人	7 人

【入居者数の年次計画（目標値）←見込み（必要量）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
入居者数	8 人	8 人	8 人

5. **社会参加の促進・生きがいづくりへの支援**

(1) 老人クラブ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を構築するため、国の高齢者地域福祉推進事業に基づき、単位老人クラブや老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座、健康づくり事業などの活動を支援します。

【実施状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
老人クラブ数	151 クラブ	147 クラブ	145 クラブ
会員数	6,061 人	5,898 人	5,680 人

【主な活動】

- ◆社会奉仕活動 交通安全街頭マスコット配付活動、1 円募金寄付、敬老感謝一斉奉仕
- ◆スポーツ活動 ゲートボール、グラウンドゴルフ、8 人制バレーボール、ユニカール健康スポーツ大会
- ◆教養講座 料理教室、芸能発表会、作品展示会
- ◆健康づくり 健康ウォーキング、健康づくり講演会

老人クラブは、「健康」「友愛」「奉仕」の3つを柱とし、自主的にかつ積極的に地域貢献に努め、高齢になっても健全で豊かな生活の維持・向上を図っており、今後も継続して活動支援を行います。

(2) 高齢者活動拠点施設

高齢者が地域においてさまざまな活動や交流を通じ、社会参加、生きがい・健康づくり、及び介護予防等に資する活動拠点施設の運営を支援します。また、指定管理者制度導入の効果を活かし、施設の充実を図ります。

◆老人いこいの家

所在地	大館市釈迦内字獅子ヶ森 1—1		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 大館市老人クラブ連合会		
利用状況	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	6,938 人	6,327 人	5,738 人

◆八木橋地域福祉センター

所在地	大館市比内町八木橋字畠沢岱 16		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
利用状況	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	20 人	144 人	411 人

◆高齢者生きがいセンター

所在地	大館市比内町扇田字伊勢堂岱 178		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
利用状況	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	649 人	613 人	471 人

(3) その他の高齢者福祉施設

【施設一覧】

◆比内福祉保健総合センター

所在地	大館市比内町新館字館下79-1		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人比内ふくし会		
施設で行う事業	○母子保健に関する事業、成人保健に関する事業、その他健康増進に関する事業 ○デイサービス(通所介護)事業、居住部門(ミニケアハウス)事業、その他福祉の向上に関する事業		
利用状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	13,721人	14,564人	15,074人

◆田代いきいきふれあいセンター

所在地	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱16		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館圏域ふくし会		
施設で行う事業	○高齢者の介護予防に関する事業、機能回復訓練及び日常生活訓練に関する事業 ○地域住民の交流及び生きがいをいづくりに関する事業、健康相談事業、その他健康増進に関する事業 ○福祉増進を図るため必要な事業		
利用状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	11,659人	11,907人	11,820人

◆老人福祉センター四十八滝

所在地	大館市雪沢字大滝66		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
施設で行う事業	○老人に関する各種の相談に応ずる業務 ○老人に対する健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する業務		
利用状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	36,379人	38,669人	43,557人

◆田代老人福祉センター

所在地	大館市早口字堤沢 4		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 株式会社友愛ビルサービス		
利用状況(延)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2,744 人	3,187 人	3,338 人

◆デイサービスセンターかつら

所在地	大館市字三ノ丸 103—4		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
施設で行う事業	通所介護及び介護予防通所介護、その他老人福祉サービス		
利用状況(延)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	6,743 人	6,177 人	6,930 人

◆デイサービスセンター大滝

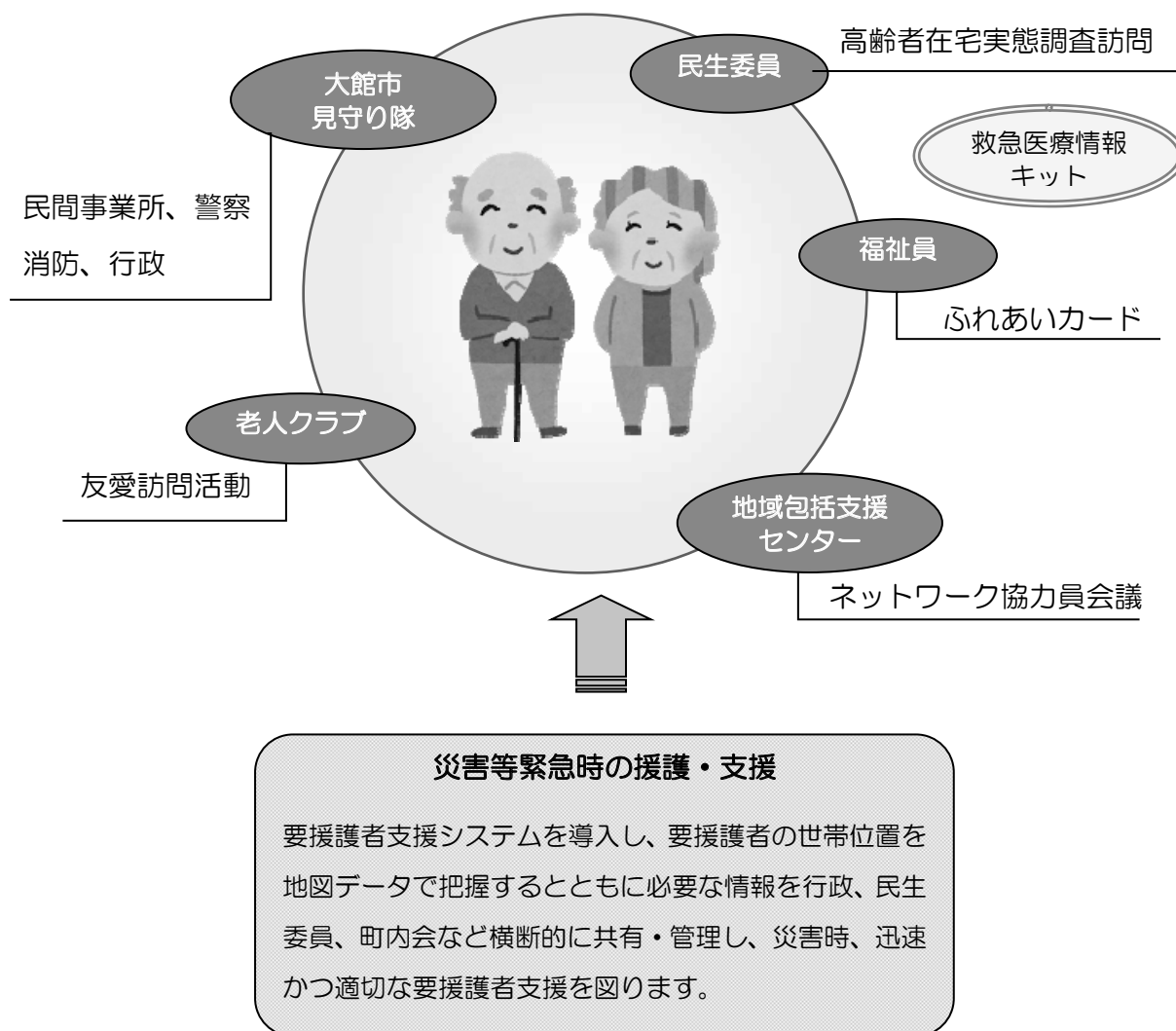
所在地	大館市十二所字大水口 4—5		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
施設で行う事業	通所介護及び介護予防通所介護、その他老人福祉サービス		
利用状況(延)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	10,293 人	10,376 人	10,503 人

◆特別養護老人ホームつくし苑

所在地	大館市十二所字大水口 4—5		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
定員	100 人、ショートステイ 20 人		
居室	44 室（一般居室 24 痴呆居室 14 ショート居室 6）		
入居状況	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	120 人	120 人	120 人

6. 地域見守りネットワーク活動事業

核家族化などに伴う高齢者世帯の増加により、支援を要する高齢者を地域で支え合う体制が重要となっています。さまざまな見守り体制を有機的にリンクさせ、強化することで、孤独感や不安の解消を図ります。



(1) 大館市見守り隊

日常的に各家庭を訪れ、市民に密着した仕事に従事している民間事業所などと協力し、日常と異なる不審な点に気づいた際に、迅速に消防、警察、行政に情報を寄せてもらい、適切な対応がとれる体制を整備しています。協力事業所の拡充を図るとともに、定例の連絡会を開催し見守り体制を強化します。

◆見守り隊事業所

事業所種別	登録事業所数
郵便事業・電力・電気・宅配便	6
新聞販売店	17
食品宅配販売店	11
プロパンガス販売店	21
灯油販売店	15
官公署庁・J A	4
計	73

(2) 高齢者在宅実態調査訪問

民生委員と連携し、65歳以上の高齢者が在宅する世帯を訪問し、世帯構成、高齢者の健康度、国の基準に基づく認知度を聞き取り訪問するとともに、よりきめ細かい所在確認調査を進めます。

(3) 救急医療情報キット配付

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの緊急連絡先やかかりつけ医、血液型などの情報をまとめて保管する救急医療情報キットを無償で配付します。キット内に保管する情報は、社会福祉協議会が作成している「ふれあいカード」を活用しています。今後も社会福祉協議会、民生委員、福祉員等と連携してその対応に努めます。

(4) 友愛訪問活動（老人クラブ）

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯は、外出の機会や他者との関わりが減る傾向にあり、孤立感を生みやすくなりがちです。地域の生活単位で組織されている老人クラブの会員が、身近な友人・隣人として、こうした世帯を訪問し安否の確認や話し相手となる友愛訪問活動を支援し、地域の情報提供や、閉じこもり防止に繋がる見守り体制の強化を図ります。

友愛訪問活動強化事業

【実施状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施クラブ数	148 クラブ	147 クラブ	145 クラブ
訪問数	1,006 人	983 人	895 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施クラブ数	140 クラブ	140 クラブ	140 クラブ
訪問数	840 人	840 人	840 人



7. その他の高齢者福祉事業

(1) 敬老会

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者の方々を敬愛し、その長寿を祝福するとともに、今後も健全に過ごされることを祈念し敬老会を開催します。

◆対象者：満77歳以上

◆開催地区：大館3地区、釈迦内地区、長木地区、雪沢地区、花岡地区、矢立地区、上川沿地区、十二所地区、二井田地区、真中地区、片山地区、下川沿地区、比内地区、田代地区（合計14地区16箇所）

【実施状況】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加人数	3,333人	3,279人	3,162人
参加率	28%	27%	26%

【年次計画（目標値）】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
参加人数	3,200人	3,200人	3,200人
参加率	27%	27%	27%

(2) 長寿祝金支給

多年にわたり社会に貢献してきた長寿高齢者の労をねぎらい、これを顕彰し長寿祝金を支給する長寿祝金事業を実施します。

平成29年度から、祝金に代えて、同額分の地域限定商品券を支給しています。

◆対象者：満100歳を迎えた長寿高齢者

◆支給祝金：在宅20万円 在宅以外3万円

【実施状況】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長寿祝金支給者	31人	24人	25人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
長寿祝金支給者	29人	36人	40人

(3) 福祉・介護サービスに従事する人材の確保

① 介護職員初任者研修受講者支援事業

介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了した者、介護職員初任者研修を受講させ、当該研修に係る費用を負担した市内の事業所等に対し、当該研修の受講に係る費用の全部又は一部を助成。

◆対象者：申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく助成金申請後4か月以上市内の介護事業所に就労する予定の方（個人）

当該研修修了時において市内の高校に在学しているか、市内に住所を有している方（高校生）

申請日において市税等に滞納がなく、市内で介護事業所を1年以上運営している事業所（事業所）

◆助成額：介護職員初任者研修の受講料及び教材費の全額（高校生）

介護職員初任者研修の受講料及び教材費の半額（個人・事業所）

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個 人	17 人	8 人	8 人
高校生	26 人	18 人	22 人
事業所	11 人	8 人	15 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
個 人	8 人	8 人	8 人
高校生	22 人	22 人	22 人
事業所	10 人	10 人	10 人

② 介護福祉士資格取得支援事業

介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を助成。

◆対象者：申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく市内の介護事業所等において勤務している方（在職者）

申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく公共職業安定所に登録し求職活動をしている方（求職者）

申請日において市税等に滞納がなく、市内で介護事業所を1年以上運営している事業所（事業所）

◆助成額：介護福祉士実務者研修の受講料及び教材費、国家試験料、資格登録に係る費用の半額

【利用状況】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個 人	－人	－人	－人
高校生	－人	－人	－人
事業所	0 人	30 人	38 人

【年次計画（目標値）】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
個 人	16 人	16 人	16 人
高校生	0 人	0 人	0 人
事業所	47 人	47 人	47 人



第6章 介護保険事業の運営

第6章 介護保険事業の運営

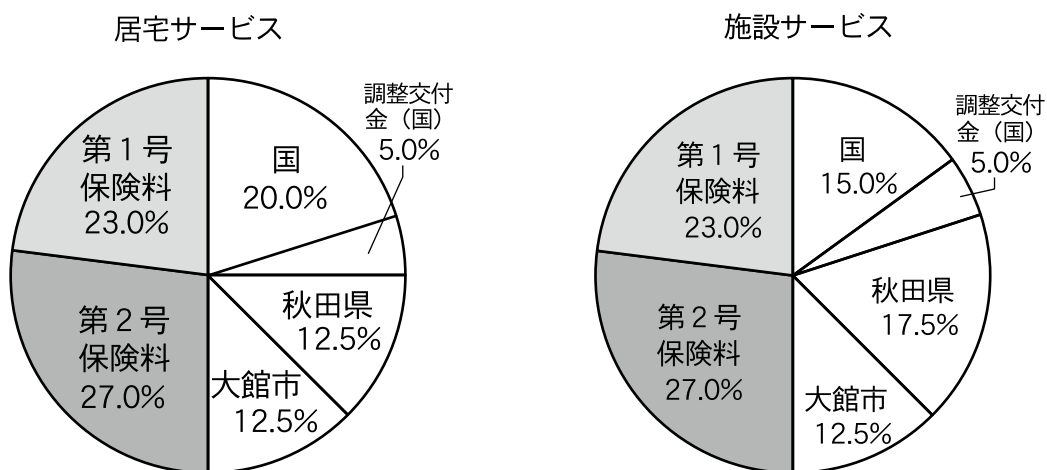
1. 介護保険事業の財源

介護保険事業の費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

そのうち、「事務費」は、全額市の負担で賄われます。「保険給付費と地域支援事業費」については、原則として50%が公費、残り50%が被保険者の保険料で賄われます。公費の内訳は、国・県・市の負担金と国の調整交付金となります。保険料の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料（支払基金交付金）でとなります。

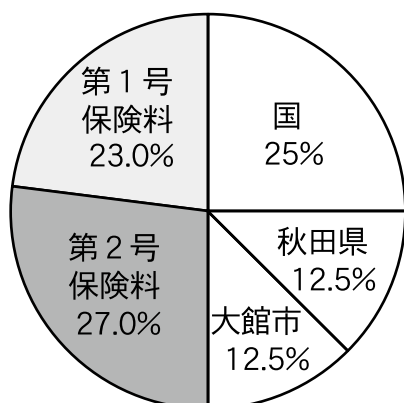
この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第6期介護保険事業計画期間では、標準給付費見込額や地域支援事業費の22%でしたが、第7期介護保険事業計画では23%に変更されます。

〈標準給付費の財源内訳〉

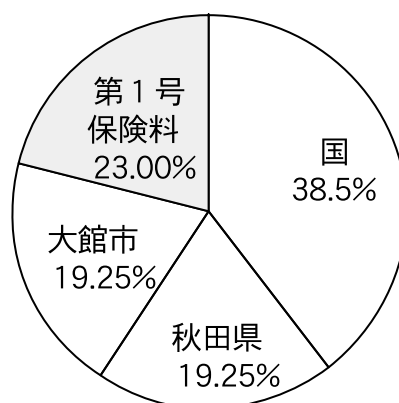


〈地域支援事業費の財源内訳〉

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



2. 第1号被保険者の保険料の基準額

(1) 標準給付費

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)①-②+③	9,492,413千円	9,528,482千円	9,610,325千円	28,631,220千円
総給付費 ①	9,494,751千円	9,418,792千円	9,383,284千円	28,296,827千円
一定以上所得者の利用負担直しに伴う財政影響額 ②	2,338千円	3,504千円	3,602千円	9,443千円
消費税等の見直し及び処遇改善加算等を勘案した影響額 ③	0千円	113,194千円	230,643千円	343,837千円
特定入所者介護サービス費等給付額	493,322千円	494,008千円	494,889千円	1,482,219千円
高額介護サービス費等給付額	232,377千円	233,165千円	234,157千円	699,699千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	25,964千円	26,483千円	27,013千円	79,460千円
算定対象審査支払手数料	13,884千円	13,956千円	14,061千円	41,901千円
標準給付費見込額 (A)	10,257,960千円	10,296,094千円	10,380,445千円	30,934,499千円

(2) 地域支援事業費

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費 (B)	497,074千円	529,218千円	569,537千円	1,595,829千円

※ (1) 標準給付費 + (2) 地域支援事業費

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額+地域支援事業費	10,755,034千円	10,825,312千円	10,949,982千円	32,530,328千円

(3) 第1号被保険者の保険料

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者数	26,622人	26,696人	26,767人	80,085人
前期(65~74歳)	11,855人	11,895人	11,936人	35,686人
後期(75歳~)	14,767人	14,801人	14,831人	44,399人
所得段階別加入割合				
第1段階	17.5%	←	←	←
第2段階	10.1%	←	←	←
第3段階	8.7%	←	←	←
第4段階	14.9%	←	←	←
第5段階	18.1%	←	←	←
第6段階	14.7%	←	←	←
第7段階	9.8%	←	←	←
第8段階	3.4%	←	←	←
第9段階	2.8%	←	←	←
計	100.0%	←	←	←
所得段階別被保険者数	26,622人	26,696人	26,767人	80,085人
第1段階	4,646人	4,659人	4,671人	13,976人
第2段階	2,689人	2,696人	2,703人	8,088人
第3段階	2,313人	2,320人	2,326人	6,959人
第4段階	3,956人	3,967人	3,978人	11,901人
第5段階	4,819人	4,832人	4,845人	14,496人
第6段階	3,921人	3,932人	3,943人	11,796人
第7段階	2,617人	2,624人	2,631人	7,872人
第8段階	913人	916人	918人	2,747人
第9段階	748人	750人	752人	2,250人
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	25,129人	25,199人	25,267人	75,595人

標準給付費見込額(A)	10,257,960千円	10,296,094千円	10,380,445千円	30,934,499千円
地域支援事業費(B)	497,074千円	529,218千円	569,537千円	1,595,829千円
(A)+(B)=(C)	10,755,034千円	10,825,312千円	10,949,982千円	32,530,328千円
第1号被保険者負担分相当額(D) =(C)×23%	2,473,658千円	2,489,822千円	2,518,496千円	7,481,975千円
調整交付金相当額(E)=(D)×5%	532,717千円	534,119千円	538,381千円	1,604,671千円
調整交付金見込交付割合(H) =(23%+5%)-(23%×(F)×(G))	8.27%	8.10%	8.02%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9071	0.9149	0.9186	
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)	0.9268	0.9387	0.9452	
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)	0.8873	0.8910	0.8920	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9457	0.9457	0.9457	
調整交付金見込額(I)=(C)×(H)	880,212千円	865,272千円	863,563千円	2,609,047千円

介護給付費準備基金取崩額 (J)		520,000 千円
保険料収納必要額 (K) = (D) + (E) - (I) - (J)		5,957,599 千円

予定保険料収納率 (M)	97.0%	
保険料の基準相当額 (年額) (N) = (K) ÷ (M) ÷ (C)		81,246 円
保険料の基準額 (月額) (O) = (N) ÷ 12		6,771 円

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算額と一致しない場合があります。

(4) 所得段階別保険料

【第7期計画期間(平成30年度から平成32年度)】

段 階	対象者	基準額に対する割合	第7期保険料円 (月額)	第6期保険料(月 額)	引上げ額第 6期との差
第1段階	生活保護をうけているかた。世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた。世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額-公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円以下のかた。	0.40 (軽減前 0.45)	年額 32,496 円 (月額 2,708 円)	年額 30,024 円 (月額 2,502 円)	2,472 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額-公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円を超え120万円以下のかた。	0.62	年額 50,376 円 (月額 4,198 円)	年額 46,548 円 (月額 3,879 円)	3,828 円
第3段階	世帯全体が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額-公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が120万円を超えるかた。	0.67	年額 54,444 円 (月額 4,537 円)	年額 50,304 円 (月額 4,192 円)	4,140 円
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額-公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円以下のかたで、世帯内に市民税課税者がいるかた。	0.94	年額 76,380 円 (月額 6,365 円)	年額 70,572 円 (月額 5,881 円)	5,808 円
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額-公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円を超えるかたで、世帯内に市民税課税者がいるかた。	基準額	年額 81,252 円 (月額 6,771 円)	年額 75,072 円 (月額 6,256 円)	6,180 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた。	1.28	年額 104,004 円 (月額 8,667 円)	年額 96,096 円 (月額 8,008 円)	7,908 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた。	1.35	年額 109,692 円 (月額 9,141 円)	年額 101,352 円 (月額 8,446 円)	8,340 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.6	年額 130,008 円 (月額 10,834 円)	年額 120,120 円 (月額 10,010 円)	9,888 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	1.7	年額 138,132 円 (月額 11,511 円)	年額 127,620 円 (月額 10,635 円)	10,512 円

※合計所得金額は、長期・短期譲渡所得がある場合、特別控除額を控除した額です。介護保険法施行令の改正により、所得指標の見直しが行われ、平成30年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料から適用します

(5) 低所得者に対する保険料の軽減

平成27年度より低所得者に対する保険料軽減(第1段階の方の負担割合を0.45から0.40に引下げ)が実施されています。第7期(平成30年~32年)でも引き続き実施します。

参考【保険料基準額の推移】

項目	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H18~H24)	第5期 (H24~H26)	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~H32)
保険料 基準額(月額)	2,785円	3,703円	4,195円	4,372円	5,239円	6,256円	6,771円
前期との差額	-	+918円	+492円	+177円	+867円	+1,017円	+515円
前期との比較	-	+33.0%	+13.3%	+4.2%	+19.8%	+19.4%	+8.2%

資料編

1. 大館市第7期介護保険事業計画の策定経緯

平成29年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回介護保険事業計画運営委員会 ・平成29年度大館市介護保険事業の実施状況について ・第7期介護保険事業計画の策定について (策定の趣旨、第7期介護保険事業計画における検討事項)
平成29年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回介護保険事業計画運営委員会 ・第7期介護保険事業計画について (介護サービス見込み量及び介護保険料等の見込について)
平成30年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○住民説明会開催 ・第7期介護保険事業計画原案(素案)について (会場：中央公民館)
平成30年1月31日 ～ 平成30年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの募集 ・市ホームページに素案を掲載
平成30年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回介護保険事業計画運営委員会開催 ・第7期介護保険事業計画(案)について(諮問)
平成30年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期介護保険事業計画(案)について(答申)

2 大館市介護保険事業計画運営委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 大館市介護保険条例（平成12年条例第15号。以下「条例」という。）第12条第4項に基づき、大館市介護保険事業計画運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

- (1) 大館市介護保険事業計画の策定（変更を含む。）に関する事項
- (2) 大館市介護保険事業計画の進行管理に関する事項
- (3) 介護サービスの給付に係る苦情処理に関する事項

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、介護保険制度に識見を有する者の中から次に掲げる区分により、市長が任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 学識経験者等
- (4) 被保険者代表
- (5) 費用負担関係者代表
- (6) 介護サービス等利用者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを表決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(介護サービス苦情処理調整部会)

第6条 第2条第3号の事項を処理するため、委員会に、介護サービス苦情処理調整部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員5人以内で組織する。
- 3 部会の委員は、委員会の委員の中から第三者的な立場の者を互選によって定める。
- 4 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会議を総理し、部会を代表する。
- 6 部会は、必要に応じて市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、長寿支援課内に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則の施行の際、現に委員会の委員に任命されていた者については、この規則の相当規定により委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第3条第3項の規定に係わらず、現に任命されていた任期の残任期間に相当する期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月20日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、大館市介護保険事業計画運営委員会の委員の定数は、平成19年3月31日までの間に限り、28人以内とする。
- 3 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

3 大館市介護保険事業計画運営委員会委員名簿

(平成30年2月末現在)

			任期：平成31年7月30日まで
選出 区分	代表区分	所 属	氏 名
第1号	医療関係者	大館北秋田医師会	小 松 良 彦
		大館北秋田歯科医師会	根 田 朋 武
		秋田県薬剤師会大館北秋田支部	高 橋 敦 子
第2号	保健福祉関係者	秋田県北秋田地域振興局 大館福祉環境部	相 澤 寛
		大館市民生児童委員協議会	三 浦 義 男
		特別養護老人ホーム長慶荘	佐 藤 輝 男
		特別養護老人ホーム扇寿苑	千 葉 弘 樹
		老人保健施設 成寿苑	塚 本 文 仁
		秋田県介護支援専門員協会 県北地区介護支援専門員協会	伊 藤 政 利
		大館市社会福祉協議会	宮 原 文 彌
第3号	学識経験者等	秋田看護福祉大学	工 藤 久
第4号	被保険者代表	大館市老人クラブ連合会	高 坂 浩
		市民	船 木 和 子
		市民	金 谷 マキ子
第5号	費用負担代表	大館商工会議所	木 村 勝 広
第6号	介護サービス等 利用者	在宅介護者の会	平 泉 庄 治

4 大館市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法第115条の39に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、大館市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ①センターの担当する圏域の設定及び変更
- ②センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- ③センターの業務を委託された法人による予防に係る事業の実施
- ④センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ⑤その他協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること

- ①協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他協議会が必要と認める書類
- ②協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
 - ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか
 - イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。
 - ウ その他協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であつて協議会が必要と判断した事項を行う。

(委員)

第3条 協議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、介護保険制度に識見を有する者の中から次に掲げる区分により、市長が任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 学識経験者等
- (4) 被保険者代表
- (5) 費用負担関係者代表

- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを表決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 センターの事務を処理するために、長寿支援課内に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 1月16日から施行する。
(平成18年1月から平成18年3月31日までの間に委員を委嘱した場合の委員の任期の特例)
- 2 平成18年1月から平成18年3月31日までの間において、第3条第2項の規定により、運営協議会の委員を委嘱した場合における当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

5 大館市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

(平成30年2月末現在)

			任期：平成31年7月30日まで
選出 区分	代表区分	所 属	氏 名
第1号	医療関係者	大館北秋田医師会	小 松 良 彦
		大館北秋田歯科医師会	根 田 朋 武
第2号	保健福祉関係者	特別養護老人ホーム長慶荘	佐 藤 輝 男
		老人保健施設 成寿苑	塚 本 文 仁
第3号	学識経験者等	秋田看護福祉大学	工 藤 久
		大館市生活相談員	伊 藤 哲 雄
第4号	被保険者代表	大館市老人クラブ連合会	高 坂 浩
第5号	費用負担代表	大館商工会議所	木 村 勝 広

6 大館市介護サービス事業者一覧

(平成30年3月31日現在)

指定居宅介護支援事業者

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	株式会社タクトふれあいセンター	〒017-0044 大館市御成町二丁目17-10	
2	ケアセンター 一心堂	〒017-0803 大館市東台二丁目1-75-2	
3	神山荘 居宅介護支援事業所	〒017-0005 大館市花岡町字神山6-2	
4	ニチイケアセンター 大館	〒017-0012 大館市釈迦内字中台25-9	
5	社会福祉事業団 指定居宅介護支援事業所 おおたき	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-5	
6	大館市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	〒017-0897 大館市字三ノ丸103-4	
7	水交苑 指定居宅介護支援事業所	〒017-0033 大館市字下綱123	
8	医療法人光智会 居宅介護支援事業所	〒017-0872 大館市片山町三丁目14-14	
9	株式会社虹の街 大館営業所	〒017-0046 大館市清水三丁目1-2	
10	すずらん 居宅支援事業所	〒017-0885 大館市豊町9-33 秋田測機ビル2F	
11	ニチイケアセンター 桂城	〒017-0888 大館市字水門前75-2 グリーンアイ長木川1F	
12	成寿苑 指定居宅介護支援事業所	〒017-0012 大館市釈迦内字狼穴79	
13	長慶荘 居宅介護支援事業所	〒018-3501 大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱16	
14	指定居宅支援事業所 ひない	〒018-5712 大館市比内町新館字館下79-1	
15	大館南 居宅介護支援事業所	〒018-5756 大館市下川原字向野17-4	
16	JAあきた北 居宅支援事業所	〒017-0878 大館市川口字隼人岱108-4	
17	ケアプラザかんきょう 大館店	〒017-0875 大館市住吉町1-20	
18	介護サービスセンター 山王台 (居宅介護支援事業所)	〒017-0836 大館市池内字上野234-1	
19	介護支援事業所 じょい	〒017-0876 大館市餅田一丁目5-21	
20	居宅介護支援事業所 おおだてハチ公	〒017-0872 大館市片山町三丁目10-51	
21	居宅介護支援事業所 いずみ	〒017-0845 大館市泉町9-19	
22	ケアセンター こころ	〒017-0042 大館市字観音堂539-1	
23	ケアプランセンター まごころ	〒017-0803 大館市東台七丁目4-10	

24	介護相談くらす	〒018-5601 大館市十二所字町頭49	
25	居宅介護支援事業所きらら	〒017-0042 大館市字観音堂519-15	

施設サービス

(平成30年3月31日現在)

《介護老人福祉施設》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	特別養護老人ホーム 水交苑	〒017-0034 大館市下代野字中道南36-1	80人
2	特別養護老人ホーム 神山荘	〒017-0005 大館市花岡町字神山6-2	55人
3	大館市特別養護老人ホーム つくし苑	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-5	100人
4	特別養護老人ホーム 扇寿苑	〒018-5701 大館市比内町扇田字中山川原56-7	80人
5	特別養護老人ホーム 長慶荘	〒018-3501 大館市岩瀬字羽貫谷地中島21-90	50人
6	特別養護老人ホーム 山館苑	〒017-0838 大館市山館字館ノ下12-1	50人
7	特別養護老人ホーム はなみずき	〒018-5712 大館市比内町新館字真館21-2	50人
8	特別養護老人ホーム 大館南ガーデン	〒018-5756 大館市下川原字向野17-1	80人
	計		545人

《介護老人保健施設》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	介護老人保健施設 平成館	〒017-0872 大館市片山町三丁目12-30	75人
2	介護老人保健施設 大館園	〒017-0025 大館市芦田字芦田子南275	150人
3	介護老人保健施設 成寿苑	〒017-0012 大館市釈迦内字狼穴79	100人
4	介護老人保健施設 大館ひかり苑	〒017-0878 大館市川口字上野6-76	50人
	計		375人

《介護療養型医療施設》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	医療法人光智会 西大館病院	〒017-0878 大館市川口字上野6-125	134人
2	医療法人健永会 大館記念病院	〒017-0044 大館市御成町三丁目2-3	46人
	計		180人

居宅サービス

(平成30年3月31日現在)

《訪問介護》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	大館市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	〒017-0836 大館市池内字大出135	
2	指定訪問介護事業所 水交苑 ホームヘルパーステーション	〒017-0033 大館市字下綱123	
3	神山荘 ヘルパーステーション	〒017-0005 大館市花岡町字神山6-2	
4	大館市社会福祉事業団 ホームヘルパー ステーション 指定訪問介護事業所	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-5	
5	株式会社タクトふれあいセンター	〒017-0044 大館市御成町二丁目17-10	
6	JAあきた北 ホームヘルプサービス	〒017-0878 大館市川口字隼人岱108-4	
7	ニチイケアセンター 大館	〒017-0012 大館市釈迦内字中台25-9	
8	すずらん 訪問介護サービス	〒017-0885 大館市豊町9-33 秋田測機ビル2F	
9	株式会社虹の街 大館営業所	〒017-0046 大館市清水三丁目1-2	
10	ニチイケアセンター 桂城	〒017-0888 大館市字水門前75-2 グリーンアイ長木川1F	
11	介護サービスセンター ひない訪問介護	〒018-5701 大館市比内町新館字館下79-1	
12	長慶荘 ヘルパーステーション	〒018-3501 大館市岩瀬字羽貫谷地中島21-90	
13	成章園 ヘルパーステーション 指定訪問介護事業所	〒018-5604 大館市軽井沢字下岱20-20	
14	訪問介護センター ひまわり	〒017-0012 大館市釈迦内字街道上101-2	
15	ヘルパーステーション いずみ	〒017-0845 大館市泉町9-19	
16	ケアセンター こころ	〒017-0042 大館市字観音堂539-1	
17	成寿苑指定訪問介護事業所	〒017-0012 大館市釈迦内字狼穴79	
18	ヘルパーCOCO	〒017-0012 大館市釈迦内字山道上76-83	
19	ヘルパーほのぼの	〒017-0024 大館市大茂内字清水田28-10	
20	訪問介護事業所 花 大館	〒017-0895 大館市字長倉14-4	
21	ヘルパーステーション くるみ	〒017-0836 大館市池内字池内105	

《訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	大館市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	〒017-0836 大館市池内字大出135	

2	神山荘 訪問入浴サービス	〒017-0005 大館市花岡町字神山6-2	
3	長慶荘 訪問入浴サービス	〒018-3501 大館市岩瀬字羽貫谷地中島21-90	
4	介護サービスセンター ひない訪問入浴	〒018-5701 大館市比内町新館字館下79-1	
5	アースサポート大館	〒018-0888 大館市字水門前83	
6	株式会社虹の街大館営業所	〒017-0046 大館市清水三丁目1-2	

《訪問看護・介護予防訪問看護》

	事業所名	事業所の所在地	
1	訪問看護ステーション おおだてハチ公	〒017-0872 大館市片山町三丁目10-51 谷地田ビル2階	
2	大館訪問看護ステーション	〒017-0872 大館市片山町三丁目14-14	
3	訪問看護ステーション かりん	〒017-0837 大館市餌釣字山王下110-4	
4	訪問看護リハビリステーションまごころ	〒017-0887 大館市水門町5-11	
5	虹の街訪問看護ステーション 大館	〒017-0046 大館市清水三丁目1-2	

《通所介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	大館市デイサービスセンター かつら 指定通所介護事業所	〒017-0897 大館市字三ノ丸103-4	25人
2	指定通所介護事業所 水交苑デイサービスセンター のぎく	〒017-0034 大館市下代野字中道南36-9	30人
3	デイサービス かみやま	〒017-0005 大館市花岡町字神山6-2	35人
4	大館市デイサービスセンター 大滝 指定通所介護事業所	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-5	40人
5	ニチケアセンター 大館	〒017-0012 大館市釈迦内字中台25-9	43人
6	ケアセンター 一心堂	〒017-0803 大館市東台二丁目1-75-2	40人
7	祐康機能訓練 デイサービスホーム	〒017-0844 大館市字新町86	25人
8	比内町福祉センター デイサービス	〒018-5712 大館市比内町新館字館下79-1	45人
9	デイサービスセンター たしろ	〒018-3501 大館市岩瀬字羽貫谷地中島21-90	35人
10	デイサービスセンター 大館南 指定通所介護事業所	〒018-5756 大館市下川原字向野17-4	30人
11	ケアセンター ようこう赤館	〒017-0814 大館市赤館町4-5	25人
12	介護サービスセンター 山王台デイサービス	〒017-0836 大館市池内字上野234-1	20人

13	JAあきた北 デイサービスセンターえがお	〒017-0878 大館市川口字隼人岱108-4	20人
14	デイサービスセンター サンピア	〒017-3501 大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱16	25人
15	デイサービスセンター あったかサロン	〒017-0042 大館市字観音堂391	20人
16	デイサービスセンター とんぼ	〒017-0887 大館市水門町9-38	20人
17	ニチイケアセンター 桂城	〒017-0888 大館市字水門前5-2	20人
18	デイサービスセンター いずみ	〒017-0845 大館市字泉町9-19	30人
19	COCOいきいき会館	〒017-0012 大館市釈迦内字山道上76-83	20人
20	よりあいたっこ森ガーデン	〒018-5701 大館市比内町扇田字扇田423	20人
	計		568人

《通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	老人保健施設 大館園	〒017-0025 大館市芦田字芦田子南275	28人
2	介護老人保健施設 成寿苑 指定通所リハビリテーション事業所	〒017-0012 大館市釈迦内字狼穴79	28人
3	介護老人保健施設 成寿苑 指定通所リハビリテーション大館ひかり苑	〒017-0878 大館市川口字上野6-76	25人
	計		81人

《短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	水交苑 指定短期入所生活介護事業所	〒017-0034 大館市下代野字中道南36-1	20人
2	ショートステイ 神山荘	〒017-0005 大館市花岡町字神山6-2	15人
3	大館市特別養護老人ホーム つくし苑 指定短期入所生活介護事業所	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-5	20人
4	扇寿苑 指定短期入所生活介護事業所	〒018-5701 大館市比内町扇田字中山川原56-7	20人
5	ショートステイ 長慶荘	〒018-3501 大館市岩瀬字羽貫谷地中島21-90	20人
6	特別養護老人ホーム 山館苑 指定短期入所生活介護事業所	〒017-0838 大館市山館字館ノ下12-1	10人
7	ショートステイ とんぼ	〒017-0044 大館市御成町四丁目6-10-1	20人
8	ショートステイ 鮎乃里	〒017-0855 大館市樺崎字大道下27-1	32人
9	ショートステイ 大寿	〒017-0836 大館市池内字大出442-1	29人
10	ショートステイ とんぼ新町	〒017-0844 大館市字新町33	20人

11	ショートステイ さくら	〒017-0864 大館市根下戸新町5-15-20	20人
12	ショートステイ なでしこ	〒017-0864 大館市根下戸新町103-1	31人
13	ショートステイ ほのぼの	〒017-0864 大館市根下戸新町1-5	20人
14	はなみずき 指定短期入所生活介護事業所	〒018-5712 大館市比内町新館字真館21-2	10人
15	ショートステイ 大館南	〒018-5756 大館市下川原字向野17-1	80人 空室利用
16	ショートステイ まごころ	〒017-0803 大館市東台七丁目4-10	33人
17	ショートステイ おこう	〒017-0837 大館市餌釣字大杉118	40人
18	ショートステイ とんぼ釈迦内	〒017-0012 大館市釈迦内字稻荷山下229	33人
19	ショートステイ 緑	〒017-0803 大館市東台二丁目6-43	20人
	計		493人

《短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	老人保健施設 大館園	〒017-0025 大館市芦田子字芦田子南275	10人
2	医療法人和成会 平成館	〒017-0872 大館市片山町三丁目12-30	8人
3	介護老人保健施設 成寿苑 指定短期入所 療養介護事業所	〒017-0012 大館市釈迦内字狼穴79	3人
4	大館記念病院	〒017-0044 大館市御成町三丁目2-3	2人
5	介護老人保健施設 大館ひかり苑	〒017-0878 大館市川口字上野6-76	空床利用
	計		23人

《訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	成寿苑 指定訪問リハビリテーション事業所	〒017-0012 大館市釈迦内字狼穴79	

《特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	軽費老人ホーム ケアハウス樹海の里	〒017-0033 大館市字下綱123	12人
2	大館市養護老人ホーム成章園 外部サービス 利用型指定特定施設入居者生活介護事業所	〒018-5604 大館市軽井沢字下岱20-20	80人
3	有料老人ホーム ふれあいの里ありうら	〒017-0043 大館市有浦一丁目3-13	41人

4	大館市ケアハウスほうおう	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-4	20人
	計		153人

《福祉用具貸与及び販売・介護予防福祉用具貸与及び販売》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	株式会社タカハシ薬局	〒017-0895 大館市字長倉14-5	
2	ホテヤ薬局 本店	〒017-0841 大館市字大町93	
3	株式会社小田島アクティ 介護用品部 大館営業所	〒017-0012 大館市釈迦内字街道上3-8	
4	すずらん 福祉用具レンタル	〒017-0885 大館市豊町9-33 秋田測機ビル2F	
5	JAあきた北 ホームヘルプサービス	〒017-0878 大館市川口字隼人岱108-4	
6	株式会社 かんきょう	〒017-0878 大館市住吉町1-20	
7	ニチイケアセンター 桂城	〒017-0888 大館市字水門前5-2	
8	福祉用具センター虹の街大館	〒017-0046 大館市清水三丁目1-2	

《特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	株式会社タカハシ薬局	〒017-0895 大館市字長倉14-5	
2	ホテヤ薬局 本店	〒017-0841 大館市字大町93	
3	株式会社小田島アクティ 介護用品部 大館営業所	〒017-0012 大館市釈迦内字街道上3-8	
4	すずらん 福祉用具販売	〒017-0885 大館市豊町9-33 秋田測機ビル2F	
5	JAあきた北 ホームヘルプサービス	〒017-0878 大館市川口字隼人岱108-4	
6	株式会社かんきょう大館支店	〒017-0875 大館市住吉町1-20	
7	ニチイケアセンター 桂城	〒017-0888 大館市字水門前5-2	
8	福祉用具センター虹の街大館	〒017-0046 大館市清水三丁目1-2	

《居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	訪問看護ステーション おおだてハチ公	〒010-0872 大館市片山町三丁目10-51	

地域密着型サービス

(平成30年3月31日現在)

《認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	グループホーム おおだて	〒017-0872 大館市片山町三丁目14-14	18人
2	グループホーム バンドー大館	〒017-0044 大館市御成町四丁目7-30	27人
3	グループホーム らいふ	〒017-0881 大館市字長木川南343	9人
4	グループホーム かみやま	〒017-0005 大館市花岡町字前田162-39	18人
5	扇寿苑 グループホーム	〒018-5701 大館市比内町扇田字中山川原56-7	18人
6	グループホーム たしろ	〒018-3501 大館市岩瀬上上岩瀬上野35	18人
7	グループホーム ほのぼの	〒018-3505 大館市早口字弥五郎沢2-25	18人
8	グループホーム 山王台	〒017-0836 大館市池内字上野234-1	18人
9	株式会社タクト グループホーム 有浦	〒017-0043 大館市有浦一丁目4-8	18人
10	グループホーム 長根山	〒017-0803 大館市東台六丁目4-17	9人
11	グループホーム 観音堂	〒017-0042 大館市字観音堂391	18人
12	グループホーム いずみ	〒017-0845 大館市泉町9-19	18人
13	グループホーム 鮎乃里	〒017-0855 大館市櫃崎字大道下27-1	18人
14	グループホーム 縁 ゆくり	〒017-0821 大館市字桜町35	9人
15	グループホーム かけはし	〒017-0052 大館市松木字大上122-5	9人
	計		243人

《認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	DCサービス 結	〒018-5731 大館市比内町笹館字前田野73-6	12人
2	木の香の郷	〒017-0885 大館市豊町9-38	12人
3	ケアサポート 悠らり	〒017-0012 大館市釈迦内字萩長森下38-23	12人
4	デイサービス ゆいまーるの家	〒017-0803 大館市東台二丁目6-33	12人
	計		48人

《小規模多機能型居宅介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	小規模多機能型居宅介護 東台	〒010-0803 大館市東台六丁目4-17	登録定員25人 通い定員15人 宿泊定員9人
2	小規模多機能型居宅介護 柏葉寿	〒017-0046 大館市清水一丁目80-42	登録定員29人 通い定員18人 宿泊定員9人

《地域密着型特定施設入居者生活介護》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	有料老人ホームふれあいの里観音堂	〒017-0042 大館市観音堂388	23人

《地域密着型通所介護》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	ケアセンター雲雀	〒017-0034 大館市下代野字代野道北126-8	
2	デイサービスセンターさくら	〒017-0864 大館市根下戸新町5-18	
3	デイサービスセンターあおぞあら	〒017-0012 大館市釈迦内字代野した22-2	
4	デイサービスセンターおひさま	〒018-3505 大館市早口字小比立内51-5	
5	デイサービスセンターおおとり	〒017-0814 大館市赤館1-13	
6	デイサービスセンターおおとり観音堂	〒017-0042 大館市観音堂722-1	
7	大滝温泉サロン千歳	〒018-5601 大館市十二所字町頭49	
8	デイサービス花	〒017-0001 大館市長走字陣場23	

7 大館市介護予防・生活支援サービス事業者一覧

(平成30年3月31日現在)

介護予防ケアマネジメント

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	大館市地域包括支援センター かつら	〒017-0897 大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター内	
2	大館市地域包括支援センター 神山荘	〒017-0005 大館市花岡町字姥沢34-1 花岡町コミュニティさろん内	
3	大館市地域包括支援センター 水交苑	〒017-0033 大館市字下綱123 ケアハウス樹海の里内	
4	大館市地域包括支援センター おおたき	〒018-5601 大館市十二所字大水口4-5 特別養護老人ホームつくし苑併設	
5	大館市地域包括支援センター 扇寿苑	〒018-5712 大館市比内町新館字館下79-1 比内福祉保健総合センター(ハートヒルとつと)内	H30.4～ ひない へ名称変更
6	大館市地域包括支援センター 長慶荘	〒018-3501 大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱16 田代いきいきふれあいセンター(サンピア)内	

居宅サービス

(平成30年3月31日現在)

《介護予防 訪問介護相当サービス》

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	ヘルパーCOCO	〒017-0012 大館市釈迦内字山道上76-83	

※ 予防給付の訪問介護指定事業者はみなし指定となっております。

《通所介護 通所介護相当サービス》

	事業所名	事業所の所在地	利用定員
1	大滝温泉 サロン千歳	〒018-5601 大館市十二所字町頭49	18人
2	よりあいたっこ森ガーデン	〒018-5701 大館市比内町扇田字扇田423	20人
	計		38人

※ 予防給付の通所介護指定事業者はみなし指定となっております。

大 館 市
第7期介護保険事業計画
高 齢 者 福 祉 計 画

平成30年3月

発行 大館市

編集 福祉部長寿課介護保険係

福祉部長寿課高齢者福祉係

〒017-8555 秋田県大館市字三の丸 103-4

TEL (0186)43-7055

FAX (0186)42-8532
